

教育課程企画特別部会 論点整理（案） 補足資料

目次（案）

1. 2030年の社会と子供たちの未来

- ・人口の推移と将来人口・・・・・・・・・・・・・7
- ・生産年齢人口の推移・・・・・・・・・・・・・8
- ・世界のGDPに占める日本の割合の低下・・・・・・・・・・9
- ・学校教育制度の変遷・・・・・・・・・・・・・10
- ・学習指導要領の変遷・・・・・・・・・・・・・12
- ・「学力の三要素」と「生きる力」について・・・・・・・・13
- ・言語活動の充実について・・・・・・・・・・・・・14
- ・OECD生徒の学習到達度調査（PISA）の結果から・・16
- ・全国学力・学習状況調査の結果から・・・・・・・・・・17
- ・生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識・・・・・・・・19
- ・子供の体力・運動能力の年次推移・・・・・・・・・・21

2. 新しい学習指導要領等が目指す姿

- ・学習指導要領改訂の視点・・・・・・・・・・・・・23
- ・育成すべき資質・能力の三つの柱を踏まえた
日本版カリキュラム・デザインのための概念・・・・・・・・24
- ・日本・OECD政策対話の成果について・・・・・・・・・・25
- ・「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の
在り方について」概要・・・・・・・・・・・・・27
- ・学校における安全教育の充実について・・・・・・・・・・30
- ・情報活用能力について・・・・・・・・・・・・・31

3. 学習評価の在り方について

- ・観点別学習状況の評価について・・・・・・・・・・・・・35
- ・多様な評価方法の例・・・・・・・・・・・・・36

4. 学習指導要領等の理念を実現するために 必要な方策

- ・これからの教員の資質向上に係る具体的な方向性
（中教審教員養成部会中間まとめ）・・・・・・・・・・38
- ・チームとしての学校の在り方と今後の改善方策
について（中間まとめ）・・・・・・・・・・・・・40

目次 (案)

5. 各学校段階における改訂の具体的な方向性

5-1. 幼児教育

- ・幼児教育に関する現状について 43
- ・幼稚園教育要領（平成20年3月告示）における
幼小接続の規定 44
- ・小学校学習指導要領（平成20年3月告示）における
幼稚園教育との連携に係る主な規定 45
- ・小学校におけるスタートカリキュラムについて 46
- ・「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方
について（報告）」（平成22年11月）のポイント 47
- ・幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿 48
- ・市町村ごとの幼小接続の状況 50

5-2. 小学校・中学校

- ・小学校・中学校の基本情報 52
- ・小学校・中学校の学習指導要領の構成 53
- ・小学校授業時数の推移 54
- ・中学校授業時数の推移 55
- ・小中一貫教育の全体の制度設計 56

5-3. 高等学校

- ・高等学校の基本情報 58
- ・高等学校等への進学率・高等学校在籍者数 59
- ・高等学校の学習指導要領の構成 60
- ・高等学校の教育課程の例 61
- ・地域や学校の実態を踏まえた創意工夫 62
- ・高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の
一体的改革（骨子） 63
- ・初等中等教育から大学教育までの一貫した接続イメージ
（高大接続改革の全体像） 64
- ・高校教育の質の確保・向上に向けた全体的な
取組について（検討・たたき台） 65
- ・高等学校における今後の評価の在り方について
（検討・たたき台） 66

目次 (案)

5-4. 特別支援教育

- ・特別支援教育に関する現状 68
- ・特別支援教育の推進について 69
- ・特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階） 70
- ・特別支援学校等の在籍者数の推移 71
- ・現行幼稚園教育要領、小・中・高等学校学習指導要領
における関連する記述 72
- ・小・中学校における特別支援学級の特別の教育課程について 73
- ・小・中学校における通級による指導の特別の教育課程について 74
- ・特別支援学校学習指導要領の概要 75
- ・障害者の権利に関する条約（教育関係） 76
- ・障害者基本法の改正（平成23年8月） 77
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（障害者差別解消法）の概要 78
- ・インクルーシブ教育システムについて 79
- ・合理的配慮について 80
- ・交流及び共同学習の充実について 81

6. 各教科等における改訂の具体的な方向性

6-1. 各教科等の現状と課題

- ・国語教育 84
- ・小・中学校社会科教育 86
- ・歴史教育 87
- ・地理教育 88
- ・公民教育 89
- ・算数・数学教育 90
- ・理科教育 91
- ・生活科 92
- ・音楽、芸術（音楽） 93
- ・図画工作、美術、芸術（美術・工芸） 94
- ・芸術（書道） 95
- ・家庭科、技術家庭科（家庭分野） 96
- ・技術家庭科（技術分野） 97
- ・体育・保健体育 98
- ・外国語教育 99
- ・情報教育 100
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目 101
- ・道徳教育 102
- ・総合的な学習の時間 103
- ・特別活動 104

目次 (案)

6. 各教科等における改訂の具体的な方向性

6-2. 各教科等の今後の方向性 (高等学校)

・学習指導要領等の構造化のイメージ (仮案・調整中)	106
・全ての生徒に育むべき資質・能力と、高等学校各教科の必履修科目の関係等 (仮案・調整中)	107
・国語教育	111
・公民教育	112
・歴史教育	113
・地理教育	114
・理数教育	115
・芸術教育 (音楽)	116
・芸術教育 (美術)	117
・芸術教育 (工芸)	118
・芸術教育 (書道)	119
・家庭科教育	120
・体育教育	121
・保健教育	122
・外国語教育	123
・情報教育	124
・総合的な学習の時間	125
・特別活動	126

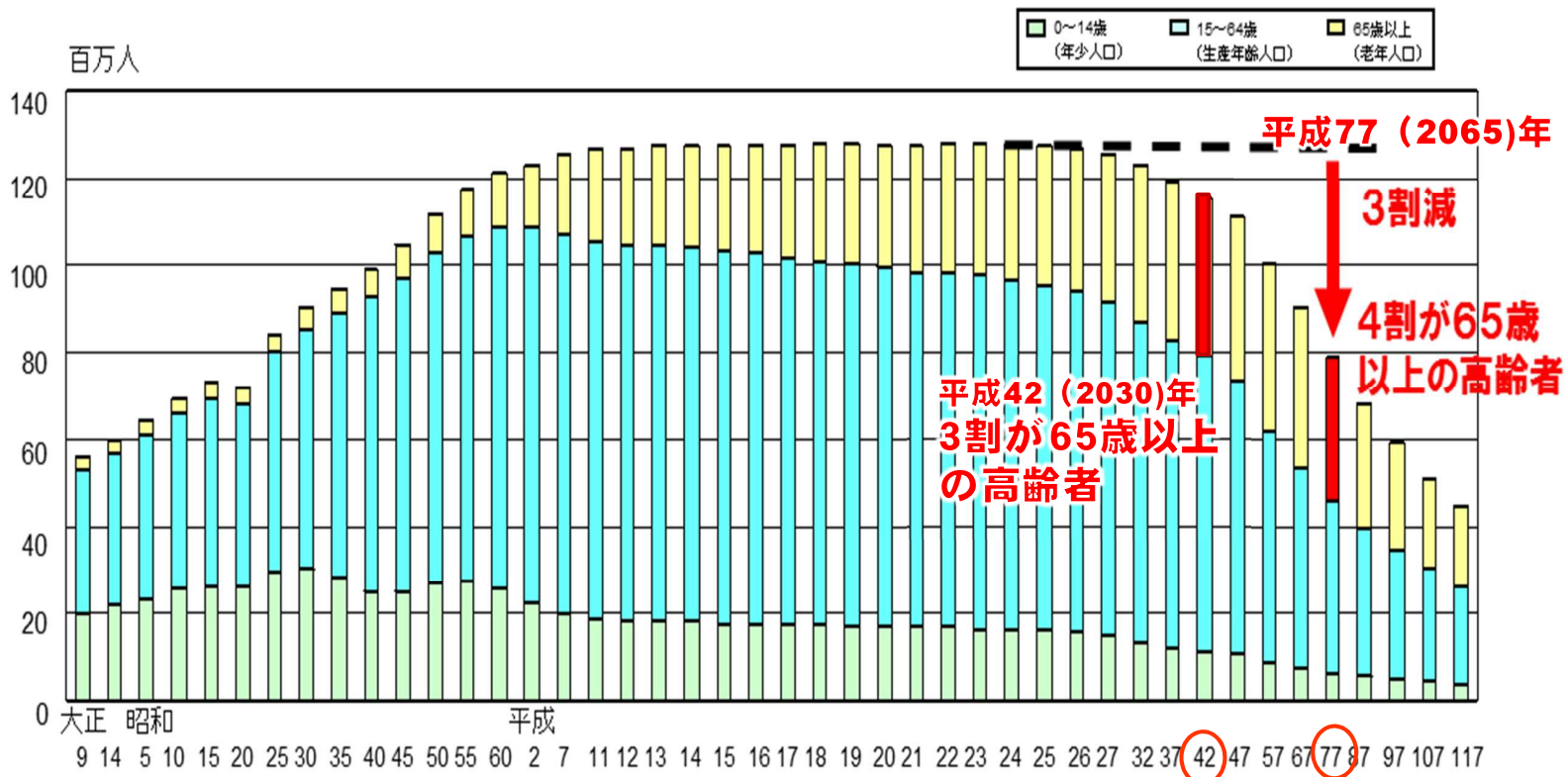
6-3. 英語教育の改善・充実について

・最近の英語教育改革に関する経緯	128
・英語教育の抜本的強化のイメージ	129
・小・中・高を通じた目標及び内容の主なイメージ	130
・次期学習指導要領「外国語」における国の指標形式の主な目標 (イメージ) 案	131
・次期学習指導要領の5年制の年間指導計画のイメージ	132
・小学校授業時数の考え方	133
・小学校の年間授業時数について (イメージ)	134
・小・中学校の教科等の構成と標準授業時数	135
・週時程の工夫や短時間学習等について	136
・短時間学習による学力の向上 (小学校の事例)	140
・外国語活動等におけるモジュール学習について	141
・小学校外国語における指導者の役割 (イメージ)	142
・小学校外国語活動 (5, 6年生) の成果・効果について	143
・中学校における英語科授業の取組状況について	145
・生徒の英語力について	146
・CAN-DO リストに基づいた4技能統合型の授業の例	150
・小・中・高等学校の連携	151
・(参考) 外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠について	152
・英語教育の在り方に関する有識者会議報告書概要	153

1. 2030年の社会と 子供たちの未来

人口の推移と将来人口

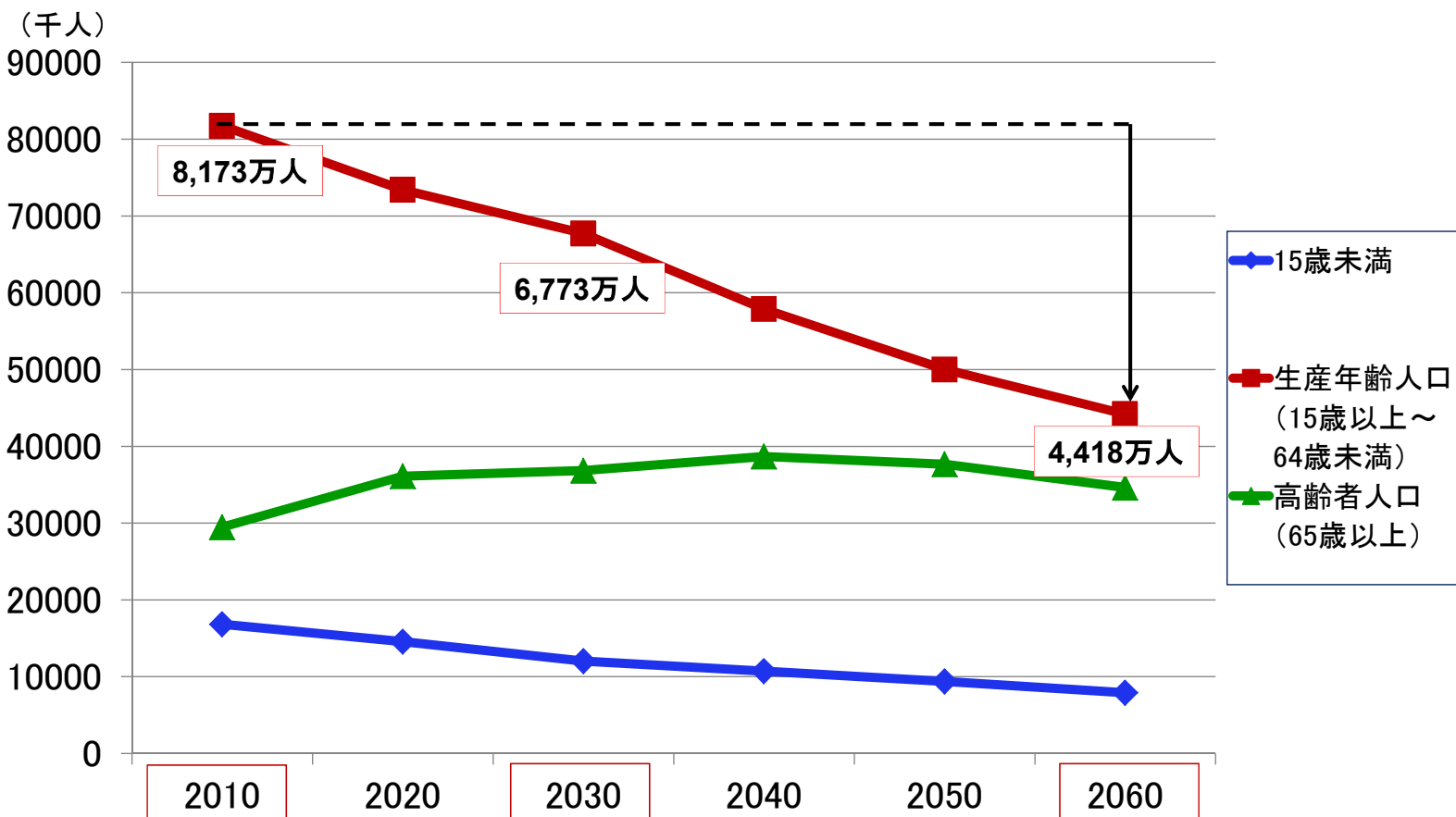
◆ 少子高齢化の進行により、2030年には我が国の総人口の3割が65歳の高齢者となる。
さらに約50年後には総人口が現在より約3割減少、65歳以上の割合が総人口の約4割に達する見込み。



(出典) 総務省統計局「日本の統計2014」より文部科学省作成

生産年齢人口の推移

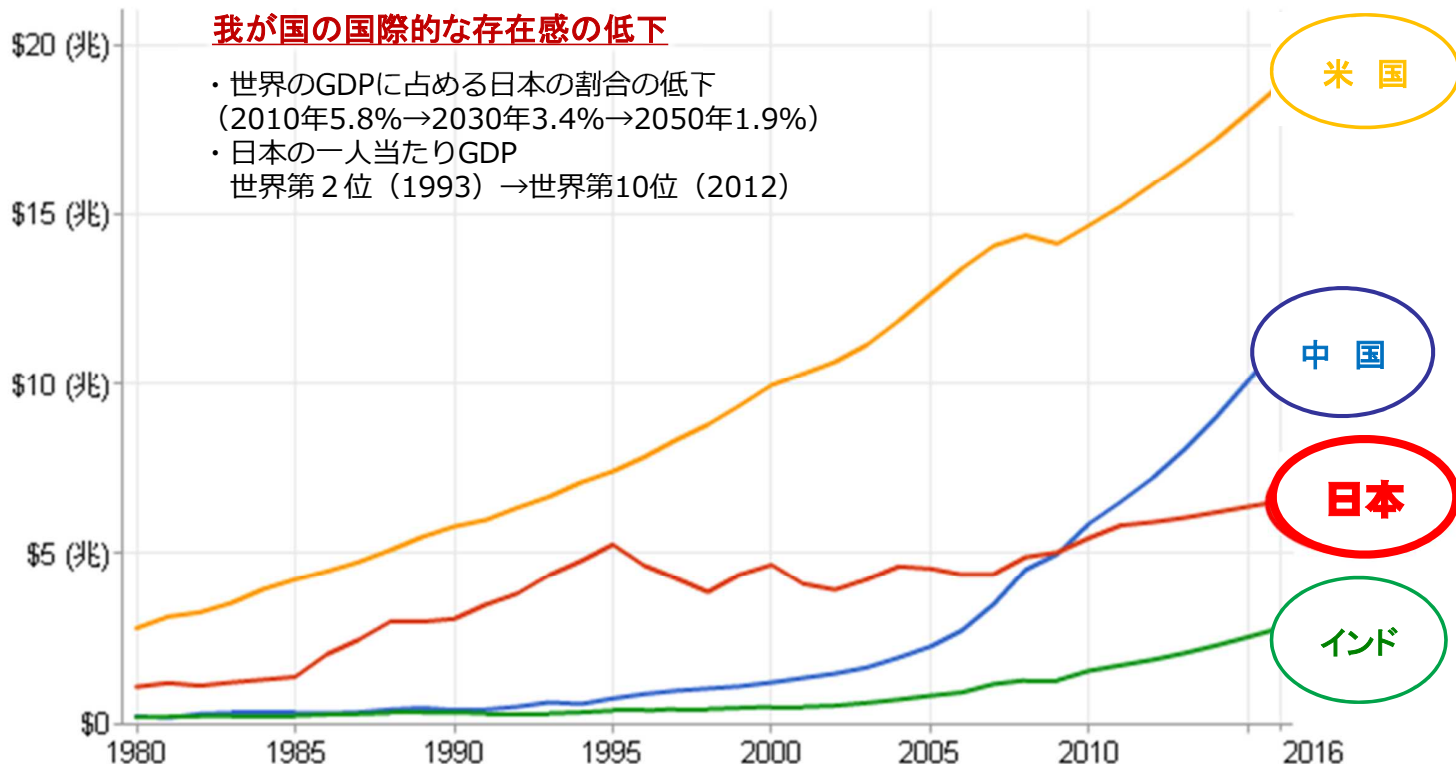
◆生産年齢人口は減り続け、2030年には2010年と比べ約8割(総人口の約58%)、2060年には約半数まで減少する見込み。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」
表1-1 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口及び年齢構造係数: 出生中位(死亡中位)推計より文部科学省作成

世界のGDPに占める日本の割合の低下

◆世界のGDPに占める日本の割合について、2010年時点では、5.8%だったが、2030年には3.4%になるとの予測がある。



1872

近代教育制度の創始

明治5年 学制公布

近代教育制度の確立

- ※各学校種別の規定を整備し我が国の学校制度の基礎が確立
- 明治18年 内閣制度創設、初代文部大臣森有礼就任
- 明治19年 小学校令、中学校令等制定、学校制度の基礎の確立
- 明治33年 小学校4年の義務制
- 明治40年 義務教育年限を6年に延長

教育制度の拡充

※第一次世界大戦に伴う社会情勢及び国民生活の変化に即応する教育の改革

国民学校と戦時下の教育

- ※皇国民の基礎的錬成を目的とし、教育内容を改革
- 昭和16年 国民学校令
- 昭和18年 中等学校令

戦後における教育の再建

※連合国軍最高司令部指令と教育刷新委員会の建議により、軍国主義や極端な国家主義を排除し、戦後教育改革の枠組を形成。

- 昭和22年 日本国憲法施行 “「教育を受ける権利」を規定”
教育基本法、学校教育法制定
“「人格の完成」を目指す教育理念、教育の機会均等と男女平等、
単線型の学校制度、「6・3」制の無償義務教育 “
学習指導要領（試案）発表

1945

戦後政策からの転換

- ※昭和27年のサンフランシスコ講和条約締結を受け、占領下の政策見直し
- 昭和31年 地方教育行政の組織及び運営に関する法律を制定

教育の量的拡大・質の改善

- ※高度経済成長に伴う経済・社会の急速な拡大、ベビーブーム世代への対応、教育の量的拡大を推進
- 昭和33年 義務標準法、昭和36年 高校標準法
- 昭和33年～35年 学習指導要領改訂（文部省告示として公示）
- 昭和36年 高等専門学校制度を創設（学校教育法改正）
- 昭和38年 教科書無償措置法

教育の方針を見直し

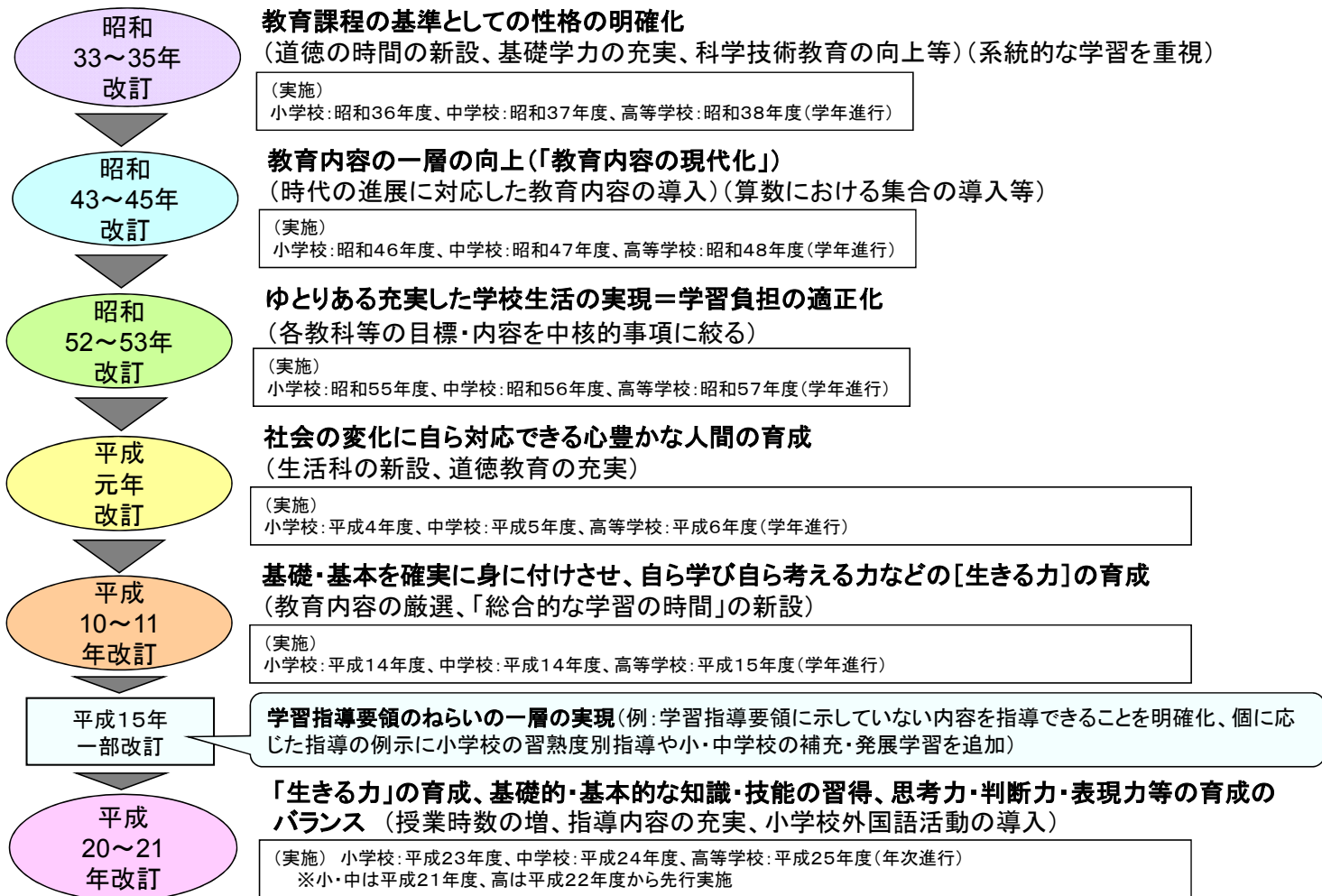
- ※科学技術の進歩と経済の発展、産業構造の変化、情報化社会、高齢化社会の進展等社会の変化への対応
- 昭和43・44年 学習指導要領改訂
- 昭和46年 中央教育審議会答申（「四六答申」） “人間の発達過程に応じた学校体系の開発”
- 昭和52・53年 学習指導要領改訂
- 昭和59年 臨時教育審議会設置
“個性重視の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応”
- 平成元年 学習指導要領改訂

教育基本法の改正と新たな展開

- ※知識基盤社会、グローバル化といった変化の激しい社会の中で「生きる力」を育む
- 平成8年 中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」
- 平成9年 OECD “キーコンピテンシー”の提唱（DeSeCo）、PISA調査開発開始
- 平成10年 学習指導要領改訂
- 平成11年 中高一貫教育制度を導入（学校教育法改正）
- 平成18年 教育基本法改正 “今日重要と考えられる事柄を「教育の目標」として規定”
認定子ども園制度を創設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）制定
- 平成19年 学校教育法改正 “各学校種の目標及び目的の見直し、学力の三要素の規定”
特別支援学校制度化（学校教育法改正）
- 平成20・21年 学習指導要領改訂

2015

平成26年(2014)11月 「初等中等教育の教育課程の規準等の在り方について」（諮問）



「学力の三要素」と「生きる力」について

〈現行学習指導要領の理念〉

- 平成10～11年改訂の学習指導要領の理念は「生きる力」を育むこと
- 「知識基盤社会」の時代において「生きる力」を育むという理念はますます重要
- 教育基本法改正等により教育の理念が明確になるとともに、学校教育法改正により学力の重要な要素が規定

○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)

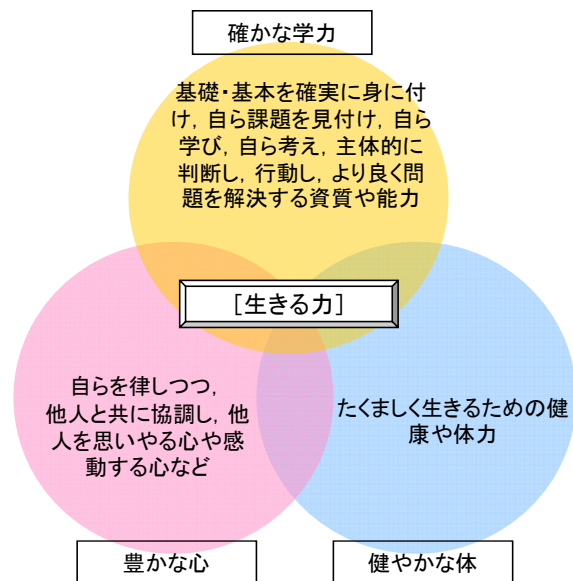
第30条 (略)

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。



現行学習指導要領においては、これまでの理念を継承し、教育基本法改正等を踏まえ、「生きる力」を育成

「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、これからの社会において必要となる知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をより効果的に育成



言語活動の充実について①

現行学習指導要領では、「確かな学力」、特に「思考力・判断力・表現力等」を育み、各教科等の目標を実現するための手立てとして、言語活動の充実について規定

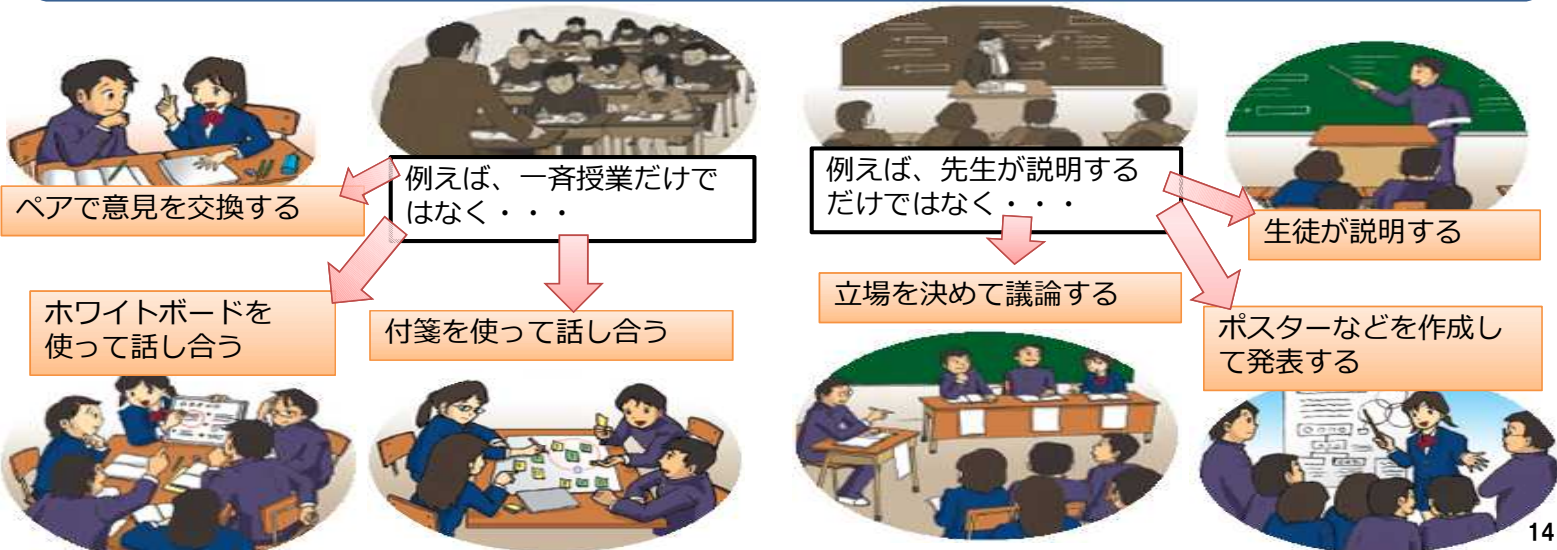
小学校学習指導要領 総則（中学校・高等学校においても同様）

第1 教育課程編成の一般方針

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2(1)各教科等の指導に当たっては、児童の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること。



言語活動の充実について②

～言語活動の検証・改善のための有識者との意見交換（平成26年10月10日,31日）より～

1. 言語活動の位置付け

- 習得、活用、探究のいずれの場面においても、**各教科における学習活動の基盤**となるのは言語の能力。**豊かな心を育むことや人間関係を形成**する上でも重要。
- 平成20年中央教育審議会答申では、思考力・判断力・表現力を育むために各教科に必要な学習活動の例として右の6点を示し、**これらの学習活動の基盤となるものは、広い意味での言語**であるとした。
- こうした力の育成は、**国語科だけでなく、すべての教科で取り組まれるべきもの**。
現行学習指導要領において初めて求められたものではなく、従前から、国語科をはじめ各教科等において学習活動の重要な要素として取り組まれてきた。

思考力・判断力・表現力を育むために
各教科に必要な学習活動の例

- ①体験から感じ取ったことを表現する
- ②事実を正確に理解し伝達する
- ③概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする
- ④情報を分析・評価し、論述する
- ⑤課題について、構想を立て実践し、評価・改善する
- ⑥互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる

2. 成果と課題

- <成果>**
- 多くの小・中学校で言語活動を意識した活動に取り組んでいる
 - 言語活動の充実が**児童生徒の学力の定着に寄与**している
(全国学力・学習状況調査の結果)
- <課題>**
- 言語活動についての**目的意識**や、教科等の**学習過程における位置づけが不明確**であったり、指導計画等に効果的に位置付けられていないことがある
 - ・単なる話し合いにとどまり形骸化している例
 - ・言語活動を行うことが目的化している例 など
 - 言語活動を行うことに負担を感じている教師や、**時間を確保することが困難**と考えている教師が**少なくない**

3. 言語活動の今後の方向性

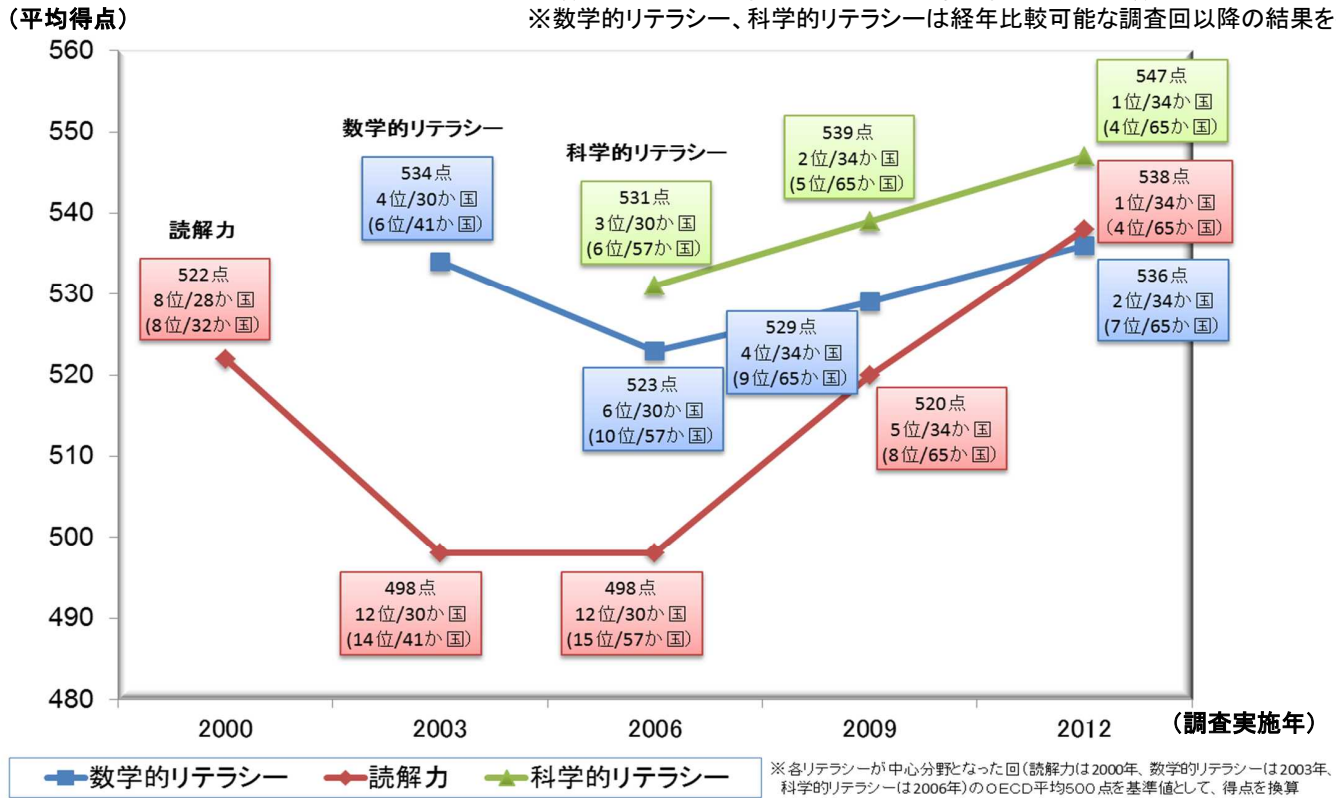
- 各教科等の教育目標を実現するため、**見通しを立て、主体的に課題の発見・解決に取り組む、振り返るといった学習の過程において、言語活動を効果的に位置づけ、そのねらいを明確に示すことが必要**。**アクティブ・ラーニングを構成する学習活動の要素を検討する際も、言語が学習活動の基盤となるものであることを踏まえた検討が必要**。
・「その活動で何を実現しようとするのか」という観点から、授業の中での言語活動の位置付けを一層明確にすること
・数学的活動や、理科や社会などの問題解決的・探究的な活動など、各教科の学習の過程において、言語活動を効果的に位置付けること
・言語活動が学びを深めるものとするためには、授業の冒頭に見通しを持たせ、最後に振り返りをすることの重要性について理解を徹底することが必要
- 言語活動により**時数の確保が難しくなるという見方もあるが、学年等を超えて長期的に言語活動を行う能力の育成を積み重ねていくことにより、一層効果的で効率的な学習が可能となるという視点も重要**。
継続して言語活動に取組めることで、児童生徒の言語活動を行う能力が高くなるとともに、言語活動を意識することにより目標・内容と学習活動の関係が明確となり、言語活動を取り入れた方が従来よりも学習が早く進み、学習に要する時間が短縮できるという考え方を重視することが必要。
- 教員の資質向上も含め、学校が全体として取組を進められるよう、教育委員会や大学等による支援や環境整備等を行いながら、今後さらなる充実が図られるようにしていくべきである**。

OECD生徒の学習到達度調査 (PISA) の結果 —平均得点及び順位の推移—

◆ 数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野すべてにおいて、平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなっている。

平均得点及び順位の推移

※PISA調査: OECDが15歳児(我が国では高校1年生)を対象に実施
 ※順位はOECD加盟国中(カッコ内は全参加国・地域中の順位)
 ※数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載



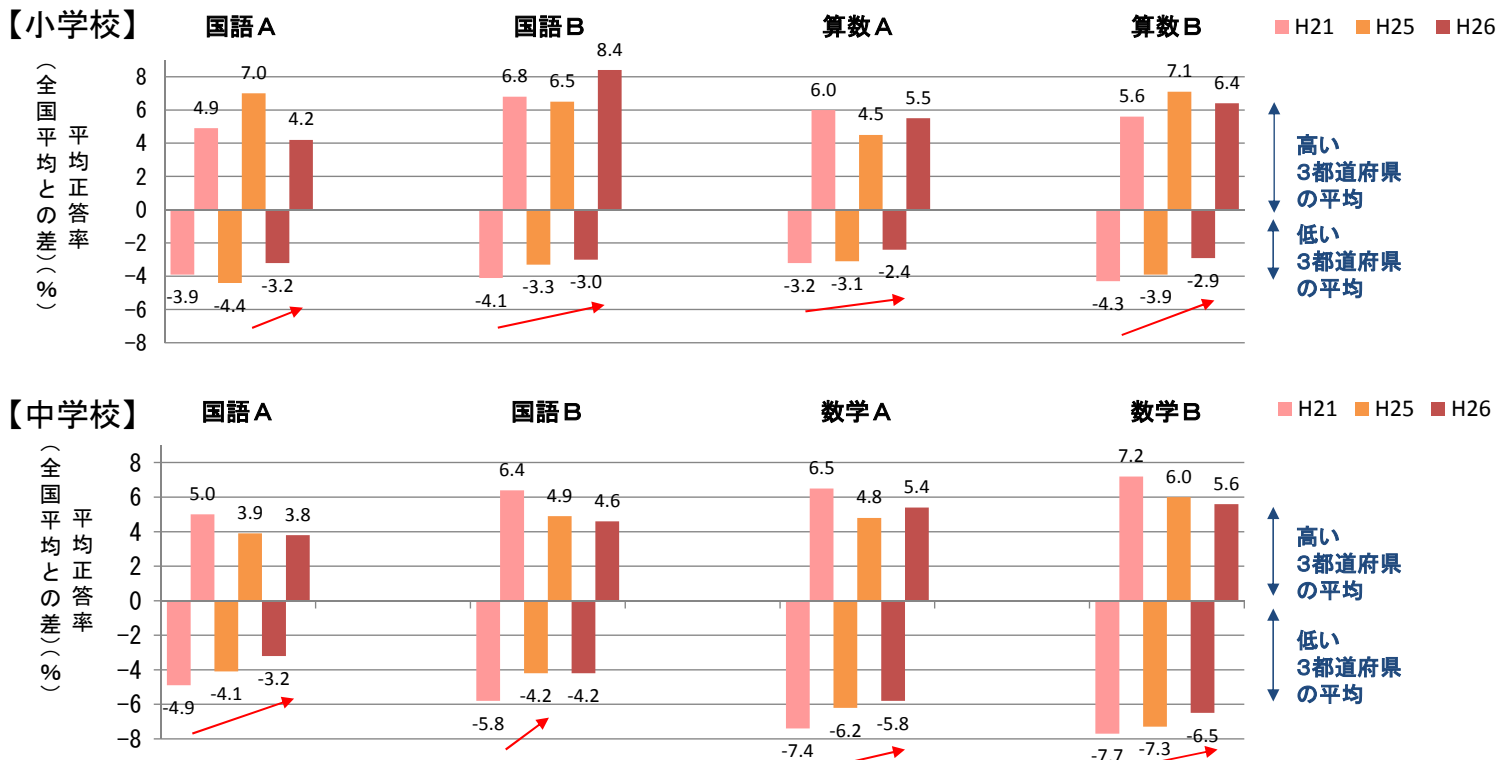
平均正答率が低い県と全国平均の差の縮小 —全国学力・学習状況調査の結果から—

◆ 各年度で平均正答率(公立)が低い3都道府県の平均を見ると、全国平均との差は縮小傾向にあり、学力の底上げが進展している。

平均正答率(全国平均との差)の推移

※高い3都道府県と低い3都道府県の状況

(平成21・25・26年度で、平均正答率・正答率(公立)が高い3都道府県と低い3都道府県の平均を算出)



◆学力は改善傾向にある一方で、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることについて課題が指摘されている。

小学校

<国語>

○ 立場や根拠を明確にして話し合うことについて、発言をする際に一定の立場に立ってはいるが、根拠を明確にした上で発言をする点に、依然として課題がある。

<算数>

○ 図を観察して数量の関係を理解したり、数量の関係を表現している図を解釈したりすることに課題がある。

○ 数量の大小を比較する際に、根拠となる事柄を過不足なく示し、判断の理由を説明することについて、改善の状況が見られる設問もあるものの、依然として課題がある。

中学校

<国語>

○ 自分の考えを表す際に、根拠を示すことは意識されているが、根拠として取り上げる内容を正しく理解した上で活用する点に課題がある。

○ 文章や資料から必要な情報を取り出し、伝えたい事柄や根拠を明確にして自分の考えを書くことについて、説明する際に、文章や資料から必要な情報を取り出してはいるが、それらを用いて伝えたい内容を適切に説明する点に、依然として課題がある。

<数学>

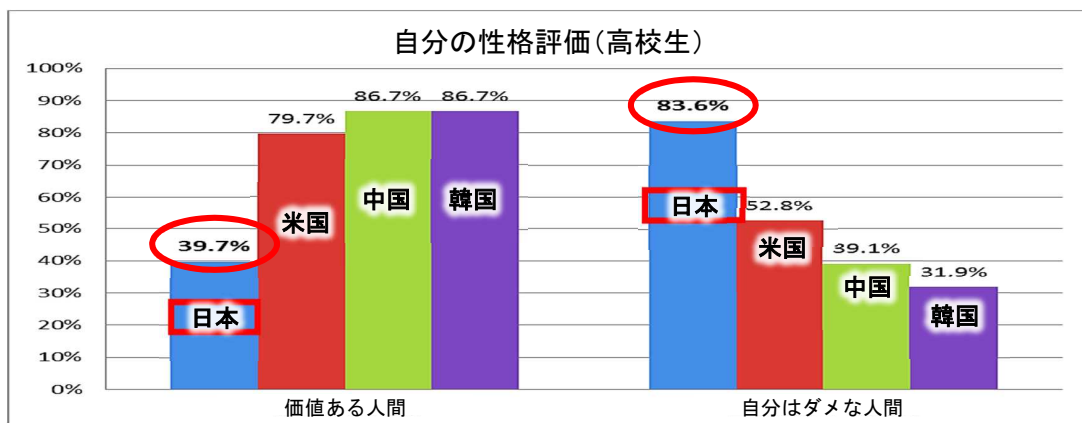
○ 記述式問題は、特に確率を用いた理由の説明、グラフを用いた方法の説明に課題がある。

○ 図形の性質を証明することについて、着目すべき図形を指摘することは良好であるが、方針を立て、証明を書くことに課題がある。

(出典) 文部科学省・国立教育政策研究所「平成26年度全国学力・学習状況調査の結果(概要)」

生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識

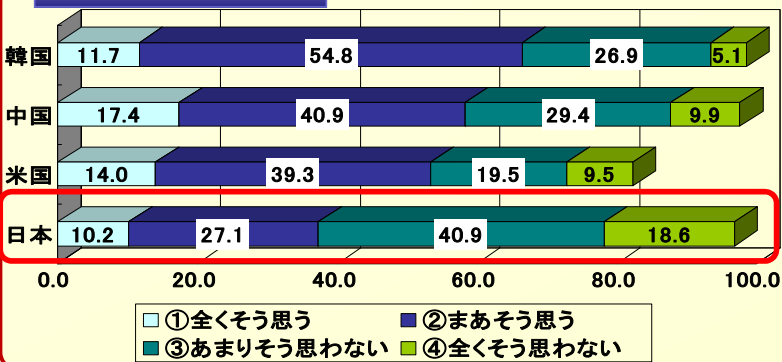
◆米中韓の生徒に比べ、日本の生徒は、「自分を価値ある人間だ」という自尊心を持っている割合が半分以下、「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」という意識も低い。



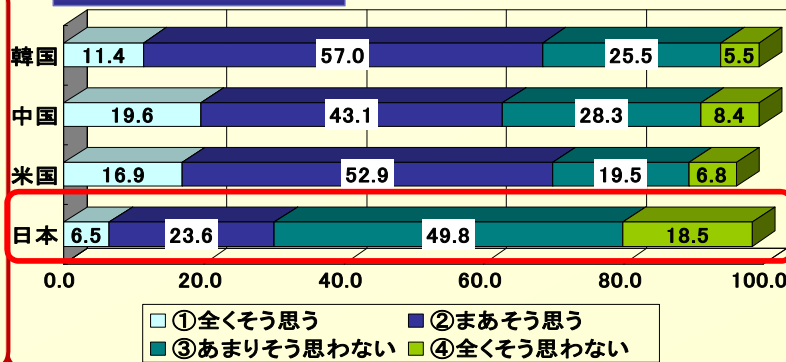
(出典)
 (財)一ツ橋文芸教育振興会、
 (財)日本青少年研究所
 「高校生の生活意識と留学に関する調査報告書」(2012年4月)より
 文部科学省作成

【問33-2】私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない

中学生



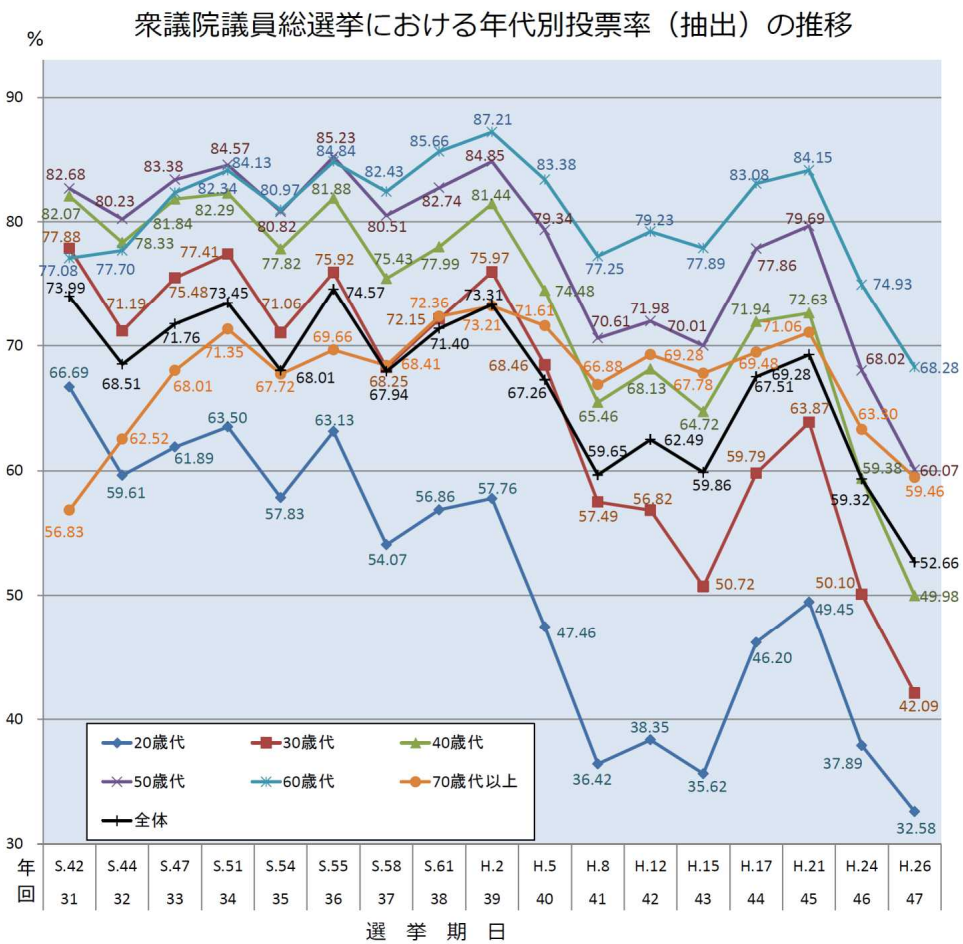
高校生



(出典) (財)一ツ橋文芸教育振興協会、(財)日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識ー日本・アメリカ・中国・韓国の比較ー(2009年2月)」より文部科学省作成 19

社会参画等に関する若者の意識（投票率の低下）

◆直近の衆議院議員総選挙（H26.12）の20歳代の投票率（32.58%）は、60歳代の投票率（68.28%）の半分以下。

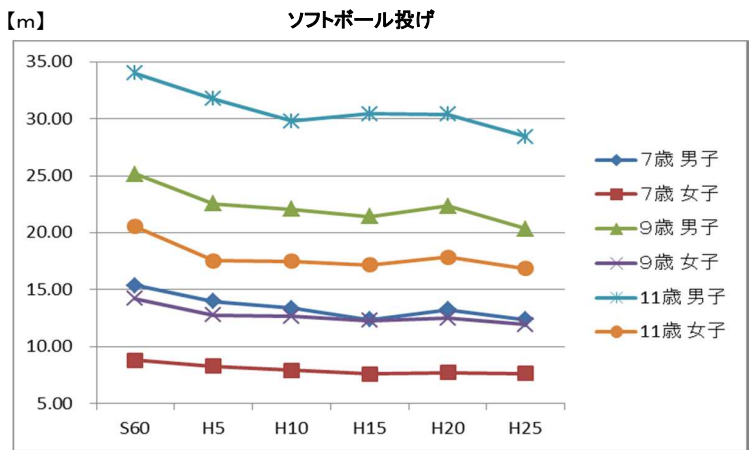
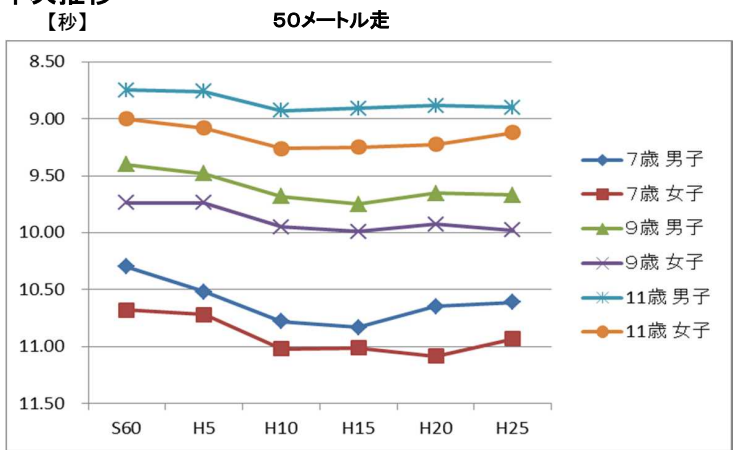


20

子供の体力・運動能力の年次推移

◆子供の体力は、昭和60年頃と比較すると依然として低い水準で推移している。

○年次推移



【年度】

	S60	H5	H10	H15	H20	H25
7歳男子	10.30	10.52	10.78	10.83	10.65	10.61
7歳女子	10.68	10.72	11.02	11.01	11.08	10.93
9歳男子	9.40	9.48	9.68	9.75	9.65	9.67
9歳女子	9.74	9.74	9.95	9.99	9.93	9.98
11歳男子	8.75	8.76	8.93	8.91	8.88	8.90
11歳女子	9.00	9.08	9.26	9.25	9.23	9.12

【年度】

	S60	H5	H10	H15	H20	H25
7歳男子	15.37	13.96	13.36	12.37	13.25	12.38
7歳女子	8.80	8.27	7.94	7.61	7.73	7.64
9歳男子	25.13	22.52	22.06	21.42	22.33	20.33
9歳女子	14.22	12.77	12.64	12.31	12.50	11.92
11歳男子	33.98	31.73	29.77	30.42	30.37	28.41
11歳女子	20.52	17.55	17.49	17.19	17.87	16.85

2. 新しい学習指導要領等 が目指す姿

学習指導要領改訂の視点

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

①「何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)」

各教科等に関する個別の知識や技能など。身体的技能や芸術表現のための技能等も含む。

②「知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」

主体的・協働的に問題を発見し解決していくために必要な思考力・判断力・表現力等。

③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(人間性や学びに向かう力等)」

①や②の力が働く方向性を決定付ける情意や態度等に関わるもの。以下のようなものが含まれる。

- ・主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力など、いわゆる「メタ認知」に関するもの。
- ・多様性を尊重する態度と互いの良さを生かして協働する力、持続可能な社会作りに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど、人間性に関するもの。

何ができるようになるか

育成すべき資質・能力を育む観点からの
学習評価の充実

何を学ぶか

育成すべき資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

- ◆ グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化(小学校高学年での教科化等)や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆ 国家・社会の責任ある形成者として、また、自立した人間として生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善(地理歴史科における「地理総合」「歴史総合」、公民科における「公共」の設置等、新たな共通必修科目の設置や科目構成の見直しなど抜本的な検討を行う。) 等

どのように学ぶか

アクティブ・ラーニングの観点からの
不断の授業改善

- ◆ 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか
- ◆ 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか
- ◆ 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか

主体性・多様性・協働性
学びに向かう力
人間性 など

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニング)

学習評価の充実
カリキュラム・マネジメントの充実

何を知っているか
何ができるか

個別の知識・技能

知っていること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

2030年に向けた教育の在り方に関する 日本・OECD政策対話の成果について

(第1回:3月3日於パリ)

(概要)

- ・ 教育課程企画特別部会における学習指導要領改訂に向けた議論や、高大接続改革の方向性を紹介。
- ・ OECD側からは、PISAの好成績で満足してしまう国も多い中、日本が更に次のステップに進もうとしていることや、現在取り組んでいる学習指導要領改訂・高大接続改革の方向性について、国際的に見ても大きな改革であり素晴らしいことであると賛辞。

(主な意見)

- － PISA2018で調査対象となる「グローバル・コンピテンス」など、これからの時代に求められる能力や、カリキュラムデザインの在り方については、日本の知見も生かし共に検討していきたい。また、新たな評価手法等についてはOECD側の技術や知見に基づく協力を惜しまない。
- － カリキュラム・デザイン・センターの作成した図にある3つの概念（①何を知っているかという「知識」、②知っていることをどう使うかという「スキル」、③社会の中でどのように関わっていくかという「人格・性格」）及びそれを包含するメタ認知は、日本の学習指導要領改訂が目指しているアプローチと近いと思う。一つの面だけではなく、3つの面を立体的に捉えどう統合していくかが、まさにカリキュラムデザインである。

(第2回:6月29日於東京)

(概要)

- ・我が国が推進する、学習指導要領改訂や高大接続改革等の教育改革の取組、これらの実施を担保するための教育投資の在り方の検討状況等について共有。
- ・OECDからは、我が国の社会ニーズに応えた、将来志向のカリキュラム改革の取組等について高い評価がなされ、Education 2030を通じた国際貢献について、改めて期待を表明。

(主な意見)

- － 人間性(Character)、社会的スキル(Social Skill)を重視したカリキュラムを策定する必要がある。
- － 日本の教員は、子供の人間性の涵養等、他国の教員に比べてより幅広い役割を担っており、他国にとってのモデルとなる。
- － アクティブ・ラーニングと知識量のバランス、習得すべき主要な概念・知識と、それ以外の事実に知識を構造的に捉える必要がある。
- － 日本は「総合的な学習の時間」、「特別活動」により先導し高い評価。各教科の能力を着実に習得し、「総合的な学習の時間」を通じて実社会で生きる力に高めている。

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」 概要

(中央教育審議会 平成23年1月31日答申)

キャリア教育・職業教育の課題と基本的方向性

1. 若者の現状・・・大きな困難に直面

産業構造や就業構造の変化、職業に関する教育に対する社会の認識、子ども・若者の変化等、社会全体を通じた構造的問題が存在。

◆「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていない。

- ・ 完全失業率 約9%
- ・ 非正規雇用率 約32%
- ・ 無業者 約63万人
- ・ 早期離職 高卒4割、大卒3割、短大等卒4割

◆「社会的・職業的自立」に向けて様々な課題が見られる。

- ・ コミュニケーション能力等職業人としての基本的能力の低下
- ・ 職業意識・職業観の未熟さ
- ・ 進路意識・目的意識が希薄な進学者の増加



若者個人のみの問題ではなく、社会を構成する各界が互いに役割を認識し、一体となり対応することが必要。

その中で、**学校教育は、重要な役割を果たすものであり、キャリア教育・職業教育を充実していかなければならない。**

2. キャリア教育・職業教育の基本的方向性

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア(注1)発達を促す教育

- 幼児期の教育から高等教育まで、**発達**の段階に応じ体系的に実施
- 様々な教育活動を通じ、**基礎的・汎用的能力**(注2)を中心に育成

職業教育

一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育

- **実践的な職業教育を充実**
- **職業教育の意義を再評価することが必要**

生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援

生涯にわたる社会人・職業人としてのキャリア形成(社会・職業へ移行した後の学習者や、中途退学者・無業者等)を支援する機能を充実することが必要

家庭・地域・社会、企業、経済団体・職能団体、NPO等と連携
各界が各々役割を発揮し、一体となった取組が重要

(注1) キャリア: 人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね

(注2) 基礎的・汎用的能力: ① 人間関係形成・社会形成能力 ② 自己理解・自己管理能力 ③ 課題対応能力 ④ キャリアプランニング能力

発達の段階に応じた体系的なキャリア教育

1. 基本的な考え方と充実方策

(1) 基本的な考え方

- ① 社会的・職業的自立に向けて必要な**基盤となる能力・態度を育成する、幼児期の教育から高等教育までの体系的な取組**
- ② 子ども・若者一人一人の**発達状況の的確な把握と**きめ細かな支援
- ③ 能力や態度の育成を通じた**勤労観・職業観等の価値観の自己形成・自己確立**

(2) 充実方策

- ① 教育方針の明確化と教育課程への位置付け
- ② 重視すべき教育内容・教育方法と評価・改善
 - ・多様で幅広い他者との人間関係形成等のための場や機会の設定
 - ・経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等についての理解の促進
 - ・体験的な学習活動の効果的な活用
 - ・キャリア教育における学習状況の振り返りと、教育活動の評価・改善の実施
- ③ 教職員の意識・指導力向上と実施体制の整備

2. 各学校段階の推進の主なポイント

幼児期

自発的・主体的な活動を促す

小学校

社会性、自主性・自律性、関心・意欲等を養う

中学校

社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し、進路の選択・決定に導く

後期中等教育

後期中等教育修了までに、**生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成**
またこれを通じ、**勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立する**

高等教育

後期中等教育修了までを基礎に、学校から社会・職業への移行を見据え、教育課程の内外での学習や活動を通じて、高等教育全般においてキャリア教育を充実する

特別支援教育

個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で行う

28

後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育

1. 課題と基本的な考え方

(1) 課題

高等学校 普通科

進路意識・目的意識が希薄
他学科に比べ厳しい就職状況

高等学校 専門学科

約半数が進学する高等教育との接続を視野に入れた職業教育の充実
専門的な知識・技能の高度化や職業の多様化

高等学校 総合学科

生徒の安易な科目選択、教職員の負担
教職員や中学生・保護者の理解が不十分

特別支援学校 高等部

厳しい就職状況（卒業者のうち就職割合は2割強）

専修学校 高等課程

生徒の実態を踏まえた多様な学習ニーズへの対応

(2) 基本的な考え方

卒業時の主な年齢である**18歳は、社会人・職業人としての自立が迫られる時期**

生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力・態度を育成、勤労観・職業観等を自ら形成・確立

2. 各後期中等教育機関における推進の主なポイント

高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育

- ・キャリア教育の中核となる教科等の明確化の検討
- ・就業体験活動の効果的な活用
- ・普通科における職業科目の履修機会の確保
- ・進路指導の実践の改善・充実

高等学校 専門学科における職業教育

- ・基礎的・基本的な知識・技能の定着と問題解決能力等の育成
- ・長期実習等、実践的な教育活動の実施、実務経験者の登用
- ・地域や産業圏との密接な連携による学科整備・教育課程編成
- ・専攻科の在り方と高等教育機関との接続
（具体的基準等の明確化、高等教育機関への編入学等の検討）

高等学校 総合学科

- ・目的意識等を持たせる教育活動の充実
- ・中学生・保護者や教職員の理解促進
- ・多様な学習機会を保障するための教員配置等条件整備

特別支援学校 高等部

- ・就業につながる職業教育に関する教育課程の見直し
- ・就業に向けた支援方法の開発、職場体験活動の機会拡大
- ・専攻科の在り方と高等教育機関との接続

専修学校 高等課程

- ・幅のある知識・技能や基礎的・汎用的能力の育成
- ・「単位制学科」や「通信制学科」の制度化の検討

29

審議の背景

○ 「学校安全の推進に関する計画」(H24.4閣議決定)

1. 安全教育の充実

- 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点
- 教育手法の改善
- 安全教育に係る時間の確保
- 避難訓練の在り方
- 児童生徒等の状況にあわせた安全教育

等

2. 学校の施設及び設備の整備充実 3. 組織的取組の推進 4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

○ 直近では、火山災害、台風や大雨による土砂災害の発生、事件・事故災害の発生等

次期学習指導要領改訂を見据え、安全教育の充実に係る方策や手立てに係る検討の視点を明確にする。

審議のまとめ

第7期中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会学校安全部会

1. 安全教育の目標

- 学習指導要領の総則や解説等における安全教育の目標の明確化と安全教育の目標と各教科等の目標との関係性等の明示を検討
- 自らの命は自ら守る自助を前提とした共助・公助に関する能力の育成

- 研究開発学校や教育課程特例校、ISS(インターナショナルセーフスクール)などの実践的取組も参考にしながら、育成する資質・能力及び教育活動や評価について明確化する必要。

3. 安全教育の評価

- 安全に対する意識・態度を評価する指標作り
- 学校評価など家庭や地域を巻き込む形での評価等

2. 安全教育の内容

- 学習指導要領の総則や解説等において、安全教育の中核となる教科等と、各教科等の役割と関係性を系統的に示すとともに各教科等における安全に関する内容の充実を図ることを検討
- 安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であり、そのための時間の確保などの議題について教育課程全体の議論の中で検討

(方策例)

- ・総合的な学習の時間の学習活動の例示として安全教育を追記
- ・特別活動の学級活動において防災や防犯に関する安全指導を行うことを明確に位置付け
- ・高等学校段階で検討される「社会との関わりの中で主体的に生きる力を育成することをねらいとした新科目」における内容の確保
- ・危険予測や回避に係る教育の充実
- ・地域や自治体等との合同訓練を含め実践的な訓練等の推進
- ・安全教育を新たな教科等として位置づけることの必要性について引き続き検討

4. 安全教育を行う上での環境整備 : 安全教育に係る教材整備、教員養成、研修、校内体制の整備、安全教育の充実に応じた安全管理体制の整備は重要であり、引き続き検討

次期学習指導要領に向けた教育課程全体の見直しの議論等の中で引き続き検討

安全教育については、各学校において確実に実施されることが重要であり、研究開発学校等における実践の状況も踏まえつつ、**そのための時間の確保、指導内容のまとめりや系統性、中核となる教科等を位置付けることの効果・影響、教材の在り方、学習評価の在り方などの諸課題**について検討。

30

情報教育の目標としての「情報活用能力」の育成

臨時教育審議会(昭和60年9月~62年12月)において、**情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的資質(「情報活用能力」)**を読み、書き、算盤に並ぶ基礎・基本と位置付けた

情報活用能力は、小・中・高等学校の各教科等を通じて育成させるもの。

3観点は(情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度) **相互に関連を図りながらバランスよく指導することが重要。**

A 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

- 課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- 必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- 受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

B 情報の科学的な理解

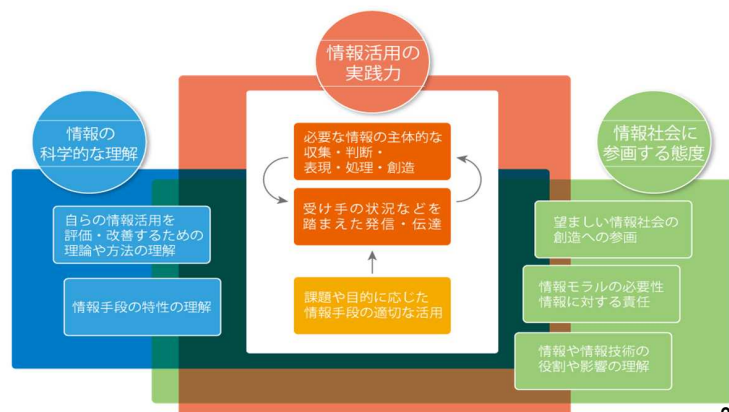
情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

- 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- 情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

- 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- 情報モラルの必要性や情報に対する責任
- 望ましい情報社会に創造に参画しようとする態度



31

「情報活用能力調査」について

調査の趣旨

- ① 児童生徒の情報活用能力の実態の把握、学習指導の改善
- ② 次期学習指導要領改訂の検討のためのデータを収集

出題内容

- ・情報を収集・読み取り・整理・解釈する力
- ・受け手の状況などを踏まえて発信・伝達する力

コンピュータを使用して調査

	情報活用能力調査		質問(紙)調査	
	実施の有無	調査方法 (調査時間)	実施の有無	調査方法
児童生徒	○	コンピュータ 小学校(16問/60分) 中学校(16問/68分)	○	コンピュータ
教員	—	—	○	質問紙
学校(校長)	—	—	○	質問紙

調査対象： 小学校第5学年(116校 3343人)・中学校第2学年(104校 3338人)
調査時期： 平成25年10月から平成26年1月

児童生徒の情報活用能力に関する傾向

小学生について、整理された情報を読み取ることはできるが、複数のウェブページから目的に応じて、特定の情報を見つけ出し、関連付けることに課題がある。

また、情報を整理し、解釈することや受け手の状況に応じて情報発信することに課題がある。

中学生について、整理された情報を読み取ることはできるが、複数のウェブページから目的に応じて、特定の情報を見つけ出し、関連付けることに課題がある。

また、一覧表示された情報を整理・解釈することはできるが、複数ウェブページの情報を整理・解釈することや、受け手の状況に応じて情報発信することに課題がある。

	調査問題内容	通過率(%)
小学校	整理された複数の発言者の情報の正誤を読み取る問題	62.4
	複数のウェブページから情報を見つけ出し、関連付ける問題	9.7
	一覧表示された複数のカードにある情報を整理・解釈する問題	17.9
	2つのウェブページから共通している複数の情報を整理・解釈する問題	16.3
	プレゼンテーションソフトにて画像を活用してスライドを作成する問題	33.3

	調査問題内容	通過率(%)
中学校	整理された複数の見学地の情報の共通点を読み取る問題	84.3
	複数のウェブページから情報を見つけ出し、関連付ける問題	43.7
	一覧表示された複数の情報を、提示された条件をもとに整理・解釈する問題	76.4
	複数のウェブページから目的に応じて情報を整理・解釈する問題	12.2
	プレゼンテーションソフトにて文字や画像を活用してスライドを作成する問題	39.1

32

「情報活用能力調査」について

児童生徒の情報活用能力に関する傾向

- ・小学生については、自分に関する個人情報の保護について理解しているが、他人の写真をインターネット上に無断公表するなどの他人の情報の取扱いについての理解に課題がある。
- ・中学生については、不正請求メールの危険性への対処についての理解に課題がある。

図表1-4 小学校 ブログ上での情報発信において
自他の情報の取扱いで問題のある点を選択する問題

情報の取扱いについて問題のある点	選択した者の割合(%)
個人情報(学校名、学級名及び出席番号)の取扱い	73.0
他人の写った写真の取扱い(肖像権)	41.2
住所を教えて欲しいという見知らぬ他人からの書き込み	47.6

図表1-5 中学校 不正請求メールへの対応で不適切な項目を選択する問題

不適切な項目	選択した者の割合(%)
メールに返信する	50.4
入金後URLから退会手続きをする	43.9
問い合わせ先に電話して抗議する	38.5

3観点・能力別カテゴリ別傾向(B. 情報の科学的な理解)

- ・小学生については、電子掲示板における情報の伝わり方や広がり方について理解している。
- ・中学生については、SNSの特性についての理解に課題が見られる。また、自動制御に関する情報処理の手順についての理解に課題が見られる。

図表1-18 小学校 電子掲示板の特性を選択する問題

通過率(%)	問題形式
71.9	選択式(択一)

図表1-19 中学校 SNSの特性を記述する問題

情報手段の特性の理解(%)	問題形式
26.7 ※SNSの特性について記述できた者の割合	記述式+操作

図表1-20 中学校 処理手順のフローチャートを作成する問題

通過率(%)	問題形式
17.9	操作

33

3. 学習評価の在り方について

観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の4観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

学力の3要素 (学校教育法) (学習指導要領)

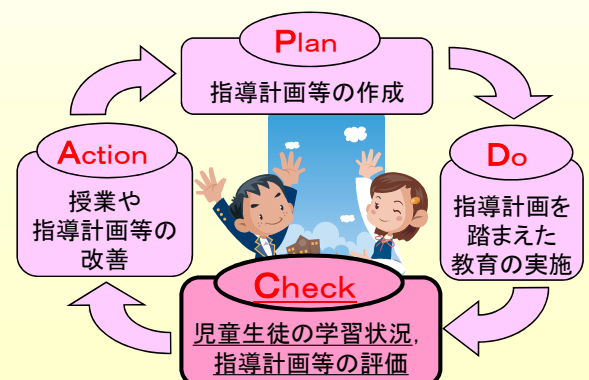
知識及び技能

思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。
指導と評価の一体化



児童生徒の学びの深まりを把握するために、多様な評価方法の研究や取組が行われている。

「パフォーマンス評価」

知識やスキルを使いこなす(活用・応用・統合する)ことを求めるような評価方法。
論説文やレポート、展示物といった完成作品(プロダクト)や、スピーチやプレゼンテーション、協同での問題解決、実験の実施といった実演(狭義のパフォーマンス)を評価する。

「ルーブリック」

成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語(評価規準)からなる評価基準表。

尺度	IV	III	II	I
項目	…できる …している	…できる …している	…できる …している	…できない …していない

記述語

ルーブリックのイメージ例

「ポートフォリオ評価」

児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等を集積。
そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示す。

4. 学習指導要領の理念を実現 するために必要な方策

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について①

(中教審教員養成部会中間まとめのポイント)

背景

- 教育基本法第9条の趣旨を踏まえた「学び続ける教員像」の具現化への要請
- 学校を取り巻く環境変化(大量退職・大量採用)
- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの充実等)
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」への転換

これからの時代の教員に求められる資質能力

教員としての使命感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力など従来必要とされてきた不易の能力に加え、キャリアステージに応じた資質能力を高める自律性、情報を収集・選択・活用する能力や深く知識を構造化する力、学校を取り巻く新たな教育課題に対応できる力量など

主な課題

【全般的事項】

- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの充実、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修

【研修】

- 研修機会の確保
- チームとしての学校の力の向上
- アクティブ・ラーニング型研修への転換
- 研修体制の充実
- 初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直し
- (独)教員研修センターの役割の在り方の検討

【採用】

- 求める教員像の明確化、選考方法の工夫
- 採用選考試験への支援方策
- 学校内の年齢構成の不均衡の是正

【養成】

- 「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識
- 学校現場や教職に関する実際を体験させる機会の充実
- 教職課程の質の保証・向上

【免許】○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保

38

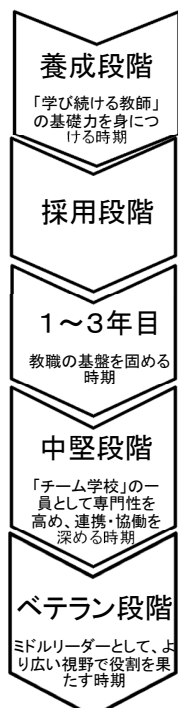
これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について②

(中教審教員養成部会中間まとめのポイント)

○ 教員の養成・採用・研修を通じた有機的連携体制の確立

- ・教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- ・教育委員会と大学等が協働で策定する教員育成指標・研修計画の全国的な整備
- ・国が大綱的に教員育成指標の整備指針・研修指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成(グローバル化や新たな教育課題などを踏まえて作成)

○ 到達目標に応じた養成と研修の見直し・充実



養成内容の改革

採用段階の改革

現職研修の改革

- ・新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの充実等に対応した教員養成
- ・学校インターンシップの導入(教職課程への位置付け)
- ・教職課程に係る質保証・向上の仕組み(教職課程を統括する組織の設置、教職課程の評価の推進など)
- ・円滑な入職のための取組(教師塾等の普及)
- ・教員採用試験の共同作成に関する検討
- ・特別免許状の活用等による多様な人材の確保
- 【継続的な研修の推進】
- ・校内研修体制の充実・強化
- ・メンター方式の研修(チーム研修)の推進
- ・教職大学院等との連携、教員育成協議会の活用
- ・新たな教育課題やアクティブ・ラーニングの充実等に対応した研修
- 【初任研改革】
- ・先駆的取組を参考とした改善方策の検討
- ・2,3年目研修への接続(運用方針の見直し)
- 【十年研改革】
- ・研修実施時期の弾力化
- ・目的・内容の明確化(ミドルリーダー育成)
- 【管理職研修改革】
- ・新たな教育課題等に対応したカリキュラムマネジメント力の強化
- ・体系的・計画的な管理職の養成・研修システムの構築

【現職研修を支える基盤】

- ・(独)教員研修センターの機能強化(研修ネットワークの構築、調査・分析・研究開発を担う全国的な拠点の整備)
- ・教職大学院等における履修証明制度の活用等による教員の資質能力の高度化
- ・研修機会の確保等に必要となる教職員定数の拡充
- ・研修リーダーの養成、指導教諭や指導主事の配置の充実

39

○「チームとしての学校」が求められる背景

社会の変化と学校を取り巻く状況の変化

- 多様化・複雑化する子供の状況への対応
 - ・いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育への対応など、子供を取り巻く環境が**複雑化・困難化**
 - ・貧困問題への対応や地域活動など、**学校に求められる役割も拡大**

- 学校教育の質的充実に対する社会的要請の高まり
 - ・主体的・協働的に学ぶ課題解決型授業（アクティブ・ラーニング）の実施や小学校英語教育などの**新たな教育課題への対応**

我が国の教職員の現状

- ・我が国の学校は、**教員以外の専門スタッフの割合**が諸外国と比べて**低い現状**
- ・日本の教員は授業以外に生徒指導、部活動等の授業以外の業務を多く行っており、**授業等に専念することができない現状**

- **教員の専門性だけでは対応が困難**になっており、教員の専門性の向上を図るとともに、**教員に加えて多様な専門スタッフを配置し、様々な業務を連携・分担してチームとして職務を担う**体制を整備
 - ⇒ **学校の教職員構造を転換、学校の教育力・組織力を向上させ、一人一人の子供の状況に応じた教育を実現**

○「チーム学校」を実現するための視点とその方策

視点1 専門性に基づくチーム体制の構築（教員、事務職員、専門スタッフ等が連携・分担し、それぞれの専門性を発揮できる体制の構築）

▶ 多様な専門スタッフが子供への指導に関わることで、教員のみが子供の指導に関わる現在の学校文化を転換

(制度関連)

- 心理的・福祉的な専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、**配置充実**につなげるため、**スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け**
- 教員以外に、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができるよう**部活動支援員(仮称)**等を法令に位置付け
- 地域との連携の推進を担当する**地域連携担当教職員(仮称)**を法令上明確化

(予算関連)

- アクティブ・ラーニングの実施や特別支援教育等に対応するために**必要な教職員定数措置の拡充**
- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを将来的に教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討**
- 部活動支援員(仮称)を任用する際の必要な研修について検討

視点2 学校のマネジメント機能の強化（校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備）

▶ 多様な専門スタッフをひとつのチームとしてまとめるために、これまで以上に学校のマネジメントを確立、学校の組織力・教育力を向上

(制度関連)

- 学校教育法上の**事務職員の職務規定の見直し**
- **主幹教諭育成**のため実践的な**研究プログラム**を開発
- (その他)
 - **校長裁量経費の拡大**等、学校の裁量拡大を一層推進

(予算関連)

- **事務職員の配置の更なる拡充**を実施
- 管理職を補佐する**主幹教諭配置促進のための加配措置の拡充**

視点3 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備（教職員の人材育成や業務改善等の取組を推進）

(その他)

- 効率的・効果的な校務運営を実現するため、**業務改善に関する取組事例等をまとめた指針の作成**
- 文部科学大臣優秀教職員表彰において、**学校単位等の取組を表彰**
- **人事評価の結果**を任用・給与などの**処遇や研修に適切に反映**

(予算関連)

- アクティブ・ラーニング実施等のために必要な研修が実施されるよう、**小規模市町村における指導主事配置を支援**

5. 各学校における 改訂の具体的な方向性

5 - 1. 幼児教育

幼児教育に関する現状について

乳幼児期における多様な教育・保育の制度

幼稚園(幼稚園教育要領)

学校

幼保連携型認定こども園

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領)

児童福祉施設

学校

保育所(保育所保育指針)

児童福祉施設

※上記のほか、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園がある

平成27年度より、幼稚園・保育所・認定こども園等の特性を生かした良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を整備することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」がスタート。

幼小接続の現状

【平成24年度幼児教育実態調査(文部科学省)】

○小学校の児童と交流を行った幼稚園は、全体の**75.8%**

○小学校の教員と交流を行った幼稚園は、全体の**72.2%**

○幼小接続において、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われていない市町村 **81.5%**

○平成24年度当初の異動発令による人事交流(県費負担小学校教員と市町村費負担幼稚園教員の人事交流。市町村費負担小学校教員と市町村費負担幼稚園教員の人事交流)を行った地方公共団体 **1.2%**

幼児期におけるいわゆる「非認知的能力」の重要性

【第1回幼児期から小学1年生の家庭教育調査報告書(ベネッセ次世代育成研究所, 2013)】

学びに向かう力の育ちと、文字・数・思考の育ちには関連がみられる

※本調査では、「学びに向かう力」とは、自分の気持ちを言う、相手の意見を聞く、物事に挑戦するなど、自己主張・自己抑制・協調性・好奇心などに関係する力としている。

幼稚園における子育ての支援の現状

【平成24年度幼児教育実態調査(文部科学省)】

○子育て支援活動を実施している幼稚園は、全体の**86.6%**

【幼児教育・保育についての基本調査報告書 ベネッセ教育総合研究所 2013年度】

○乳幼児がいる家庭全体に対して、充実させる必要性のある支援

・子育てについて気軽に相談できる場や機会の提供 51.1%の園がとても感じる 42.1%の園がまあ感じると回答

・保護者が乳幼児の発達やかかわり方について理解を深める情報提供 50.9%の園がとても感じる。40.4%の園がまあ感じると回答

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

1 一般的な留意事項

(9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

2 特に留意する事項

(5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

※幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針においても、小学校との連携に関する規定がある。

小学校学習指導要領（平成20年3月告示）における幼稚園教育との連携に係る主な規定

小学校

第1章 総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、**幼稚園や保育所**、中学校及び特別支援学校など**との間の連携や交流を図る**とともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などの交流の機会を設けること。

第2章 各教科 第5節 生活 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 (3) 国語科、音楽科、図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。**特に、第1学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。**

第2章 各教科

第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(6) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、**幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮**すること。

第2章 各教科

第6節 音楽

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(4) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、**幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮**すること。

第2章 各教科

第7節 図画工作

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(5) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、**幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮**すること。

他の教科

道徳

外国語活動

総合的な学習の時間

特別活動

※ 上記の規定のほか、生活、特別活動等に幼児と児童との触れ合いに関する規定がある。

小学校におけるスタートカリキュラムについて

スタートカリキュラムとは

小学校へ入学した子供が、**幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム**

(参考) 小学校学習指導要領解説 生活編

例えば、4月の最初の単元では、学校を探検する生活科の学習活動を中核として、国語科、音楽科、図画工作科などの内容を合科的に扱い大きな単元を構成することが考えられる。こうした単元では、児童が自らの思いや願いの実現に向けた活動を、ゆったりとした時間の中で進めていくことが可能となる。大単元から徐々に各教科に分化していくスタートカリキュラムの編成なども効果的である。

幼児期 学びの芽生え

- ・楽しいことや好きなことに集中することを通して、様々なことを学んでいく。
- ・遊びを中心として、頭も心も体も動かして様々な対象と直接関わりながら、総合的に学んでいく。
- ・日常生活の中で、様々な言葉や非言語によるコミュニケーションによって他者と関わり合う。

スタートカリキュラム

自立
成長
安心

児童期 自覚的な学び

- ・学ぶことについての意識があり、集中する時間とそうでない時間(休憩の時間等)の区別が付き、自分の課題の解決に向けて、計画的に学んでいく。
- ・各教科等の学習内容について授業を通して学んでいく。
- ・主に授業の中で、話したり聞いたり、読んだり書いたり、一緒に活動したりすることで他者と関わり合う。

幼児教育

- ・5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)を総合的に学んでいく教育課程等
- ・子供の生活リズムに合わせた1日の流れ
- ・身の回りの「人・もの・こと」が教材
- ・総合的に学んでいくために工夫された環境構成 等

小学校教育

- ・各教科等の学習内容を系統的に学ぶ教育課程
- ・時間割に沿った1日の流れ
- ・教科書が主たる教材
- ・系統的に学ぶために工夫された学習環境 等

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(平成22年11月)のポイント

<幼小接続の課題>(文部科学省調査より)

- ほとんどの地方公共団体で幼小接続の重要性を認識(都道府県100%、市町村99%)。
- その一方、幼小接続の取組は十分実施されているとはいえない状況(都道府県77%、市町村80%が未実施)。
- その理由・「接続関係を具体的にすることが難しい」(52%)、「幼小の教育の違いについて十分理解・意識していない」(34%)、「接続した教育課程の編成に積極的ではない」(23%)

(報告のポイント)

① 幼児期の教育と小学校教育の関係を「連続性・一貫性」で捉える考え方を示す

- 教育基本法や学校教育法において、**幼小の教育の目的・目標(知・徳・体)は連続性・一貫性をもって構成。**
- 幼小接続を体系的に理解するため、幼小接続の構造を「**3段階構造(教育の目的・目標⇒教育課程⇒教育活動)**」で捉える。
- 幼小の教育の目標を「**学びの基礎力の育成**」という一つのつながりとして捉える。
- 幼児期の教育と小学校教育では、**互いの教育を理解し、見通すことが必要。**(その際、幼児期の教育と小学校教育は、それぞれ発達の違いを踏まえて教育を充実させることが重要であり、一方が他方に合わせるものではないことに留意。)

② 幼児期と児童期の教育活動をつながりで捉える工夫を示す

- 幼小を通じた学びの基礎力の育成を図るため、
・ 幼児期の終わりから児童期(低学年)にかけては「**三つの自立(学びの自立、生活上の自立、精神的な自立)**」を育成。
・ 上記に加え、児童期においては、「**学力の三つの要素(「基礎的な知識・技能」、「課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度**)」を育成。
- **学びの芽生えの時期(幼児期)、自覚的な学びの時期(児童期)**という発達の段階の違いからくる、遊びの中での学びと各教科等の授業を通じた学習という違いがあるものの、「**人とのかかわり**」や「**ものとのかかわり**」という直接的・具体的な対象とのかかわりで幼児期と児童期の教育活動のつながりを見通して円滑な移行を図ることが必要。

「人とのかかわり」における留意点

- <幼児期の終わり>
- 幼児の興味・関心や生活、協同性の育ち等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題を自分のこととして受け止め、相談したり互いの考えに折り合いを付けたりしながら、クラスやグループみんなで達成感をもってやり遂げる活動を計画的に進めることが必要。

「ものとのかかわり」における留意点

- <幼児期の終わり>
- 幼児の興味・関心や生活等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題について、発達の個人差に十分配慮しつつ、これまでの生活や体験の中で感得した法則性、言葉や文字、数量的な関係などを組み合わせて課題を解決したり、場面に応じて適切に使ったりすることについて、クラスやグループみんなで経験できる活動を計画的に進めることが必要。

- 小学校入学時に幼児期の教育との接続を意識した**スタートカリキュラムの編成の留意点**を示す。
(幼稚園・保育所・認定こども園との連携協力(子供の実態や指導の在り方等について理解を深める等)、授業時間や学習空間などの環境構成等の工夫(15分程度のモジュールによる時間割の構成等)など)
- **幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する期間を「接続期」というつながりとして捉える考え方の普及**を図る。
(**幼児期の年長から児童期(低学年)の期間**における子供の発達や学びの連続性を踏まえて**接続期**を捉えることが必要。なお、接続期の実際の始期・終期は各学校・施設において適切な期間を設定。)

③ 幼小接続の取組を進めるための方策(連携・接続の体制づくり等)を示す

- 幼小接続の取組を進めるための方策として、**幼小接続のための連携・接続の体制づくり、教職員の資質向上(研修体制の確立)、家庭や地域社会との連携・協力**についてのポイントを示す。

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）

幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿（参考例）

（イ）健康な心と体

- （例）・体を動かす様々な活動に目標をもって挑戦したり、困難なことにつまずいても気持ちを切り替えて乗り越えようとしたりして、主体的に取り組む。
- ・いろいろな遊びの場面に応じて、体の諸部位を十分に動かす。
 - ・健康な生活リズムを通して、自分の健康に対する関心や安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にすることを大切にする気持ちをもつ。
 - ・衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動の必要性に気づき、自分でする。
 - ・集団での生活の流れなどを予測して、準備や片付けも含め、自分たちの活動に、見通しをもって取り組む。

（ロ）自立心

- （例）・生活の流れを予測したり、周りの状況を感じたりして、自分でしなければならないことを自覚して行う。
- ・自分のことは自分で言い、自分でできないことは教職員や友達の助けを借りて、自分で行う。
 - ・いろいろな活動や遊びにおいて自分の力で最後までやり遂げ、満足感や達成感をもつ。

（ハ）協同性

- （例）・いろいろな友達と積極的にかかわり、友達の思いや考えなどを感じながら行動する。
- ・相手に分かるように伝えたり、相手の気持ちを察して自分の思いの出し方を考えたり、我慢したり、気持ちを切り替えたりしながら、わかり合う。
 - ・クラスの様々な仲間とかかわりを通じて互いのよさをわかり合い、楽しみながら一緒に遊びを進めていく。
 - ・クラスみんなで共通の目的をもって話し合ったり、役割を分担したりして、実現に向けて力を発揮しやり遂げる。

（ニ）道徳性の芽生え

- （例）・相手も自分も気持ちよく過ごすために、してよいことと悪いこととの区別などを考えて行動する。
- ・友達や周りの人の気持ちを理解し、思いやりをもって接する。
 - ・他者の気持ちに共感したり、相手の立場から自分の行動を振り返ったりする経験を通して、相手の気持ちを大切に考えながら行動する。

（ホ）規範意識の芽生え

- （例）・クラスのみならず心でよく過ごしたり、より遊びを楽しむためのきまりがあることが分かり、守ろうとする。
- ・みんなで使うものに愛着をもち、大事に扱う。
 - ・友達と折り合いをつけ、自分の気持ちを調整する。

（ヘ）いろいろな人とかかわり

- （例）・小学生・中学生、地域の様々な人々に、自分からも親しみの気持ちを持って接する。
- ・親や祖父母など家族を大切にしようとする気持ちをもつ。
 - ・関係の深い人々との触れ合いの中で、自分が役に立つ喜びを感じる。
 - ・四季折々の地域の伝統的な行事に触れ、自分たちの住む地域に一層親しみを感じる。

48

（ト）思考力の芽生え

- （例）・物との多様なかかわりの中で、物の性質や仕組みについて考えたり、気付いたりする。
- ・身近な物や用具などの特性や仕組みを生かしたり、いろいろな予想をしたりし、楽しみながら工夫して使う。

（チ）自然とかかわり

- （例）・自然に出会い、感動する体験を通じて、自然の大きさや不思議さを感じ、畏敬の念をもつ。
- ・水や氷、日向や日陰など、同じものでも季節により変化するものがあることを感じ取ったり、変化に応じて生活や遊びを変えたりする。
 - ・季節の草花や木の実などの自然の素材や、風、氷などの自然現象を遊びに取り入れたり、自然の不思議さをいろいろな方法で確かめたりする。

（リ）生命尊重、公共心等

- （例）・身近な動物の世話や植物の栽培を通じて、生きているものへの愛着を感じ、生命の営みの不思議さ、生命の尊さに気づき、感動したり、いたわったり、大切にしたりする。
- ・友達同士で目的に必要な情報を伝え合ったり、活用したりする。
 - ・公共の施設を訪問したり、利用したりして、自分にとって関係の深い場であることが分かる。
 - ・様々な行事を通じて国旗に親しむ。

（ヌ）数量・図形、文字等への関心・感覚

- （例）・生活や遊びを通じて、自分たちに関係の深い数量、長短、広さや速さ、図形の特徴などに関心をもち、必要感をもって数えたり、比べたり、組み合わせたりする。
- ・文字や様々な標識が、生活や遊びの中で人と人をつなぐコミュニケーションの役割をもつことに気づき、読んだり、書いたり、使ったりする。

（ル）言葉による伝え合い

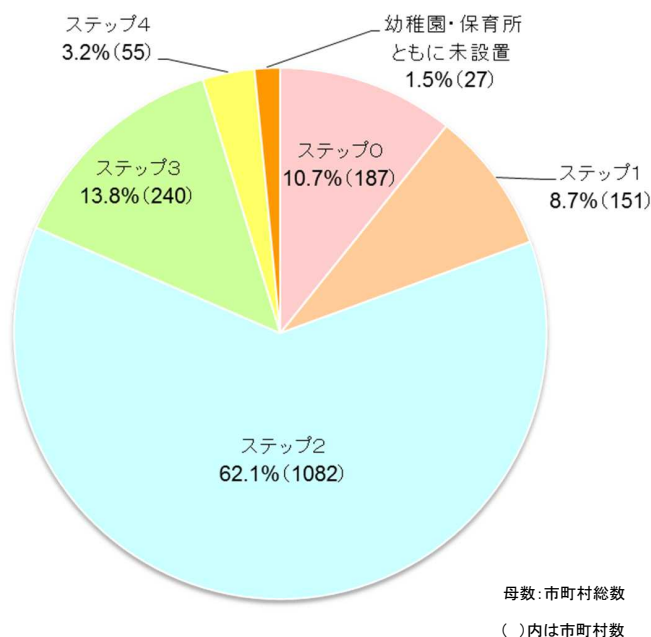
- （例）・相手の話の内容を注意して聞いて分かったり、自分の思いや考えなどを相手に分かるように話したりするなどして、言葉を通して教職員や友達と心を通わせる。
- ・イメージや考えを言葉で表現しながら、遊びを通して文字の意味や役割を認識したり、記号としての文字を獲得する必要性を理解したりし、必要に応じて具体的な物と対応させて、文字を読んだり、書いたりする。
 - ・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わうことを通して、その言葉のもつ意味の面白さを感じたり、その想像の世界を友達と共有し、言葉による表現を楽しんだりする。

（ヲ）豊かな感性と表現

- （例）・生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにもちながら、楽しく表現する。
- ・生活や遊びを通して感じたことや考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったり、演じて遊んだりする。
 - ・友達同士で互いに表現し合うことで、様々な表現の面白さに気付いたり、友達と一緒に表現する過程を楽しんだりする。

49

- 各市町村における幼稚園・保育所の学校教育・保育と小学校教育との連携・接続の状況については、「ステップ2」が62.1% (1,082市町村)と最も多く、「ステップ3」、「ステップ0」、「ステップ1」、「ステップ4」と続く。



連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安 (幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(平成22年11月11日 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議))

ステップ0: 連携の予定・計画がまだ無い。

ステップ1: 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。

ステップ2: 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。

ステップ3: 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。

ステップ4: 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

5 - 2. 小学校・中学校

小学校・中学校の基本情報

学校数、学級数、児童生徒数、本務教員数

		学校数 (校)	学級数	児童生徒数 (人)	本務教員数 (人)
小学校	計	20,852	272,698	6,600,006	416,475
	国立	72 0.3%	1,226 0.4%	41,067 0.6%	1,833 0.4%
	公立	20,558 98.6%	268,752 98.6%	6,481,396 98.2%	409,753 98.4%
	私立	222 1.1%	2,720 1.0%	77,543 1.2%	4,889 1.2%
中学校	計	10,557	122,924	3,504,334	253,832
	国立	73 0.7%	824 0.7%	31,220 0.9%	1,628 0.6%
	公立	9,707 91.9%	114,664 93.3%	3,227,314 92.1%	237,082 93.4%
	私立	777 7.4%	7,436 6.0%	245,800 7.0%	15,122 6.0%

(出典)平成26年度 学校基本調査(平成26年5月1日現在)

52

小学校・中学校の学習指導要領の構成

学習指導要領の構成 (例 小学校学習指導要領)

第1章	総	則
-----	---	---

教育課程編成の一般方針、内容等の取扱いに関する共通的事項、授業時数等の取扱い、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項について規定

第2章	各	教	科
-----	---	---	---

各教科等ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国	語	第6節	音	楽
第2節	社	会	第7節	図	画
第3節	算	数	第8節	家	庭
第4節	理	科	第9節	体	育
第5節	生	活			

第3章	道	徳	※
-----	---	---	---

第4章	外	国	語	活	動
-----	---	---	---	---	---

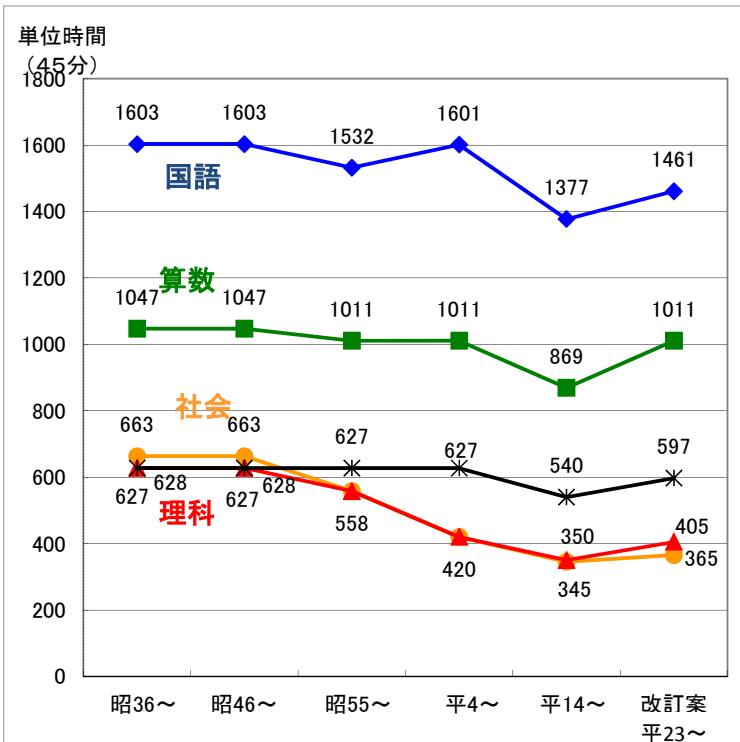
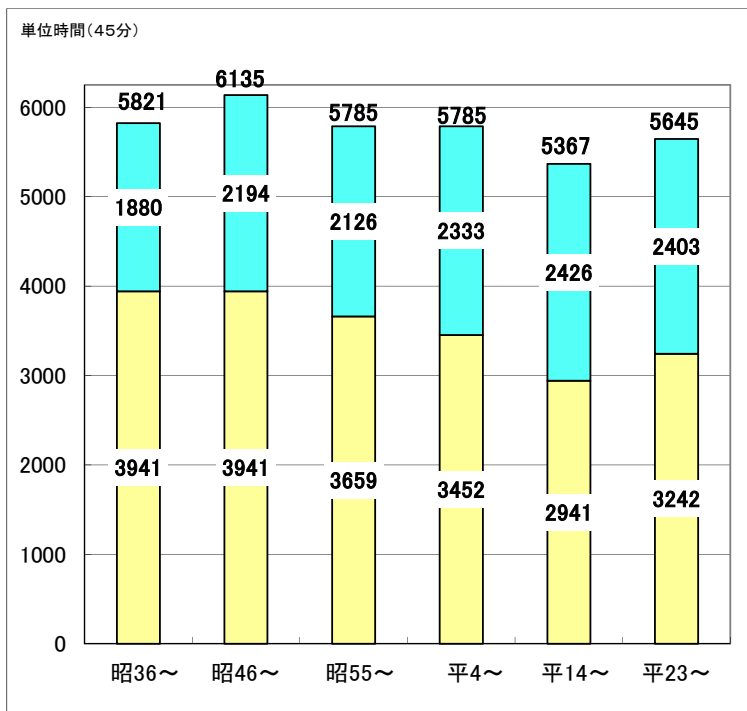
第5章	総合的な学習の時間
-----	-----------

第6章	特	別	活	動
-----	---	---	---	---

※ 平成30年度より「特別の教科 道徳」として位置づけ。(中学校は平成31年度より)

53

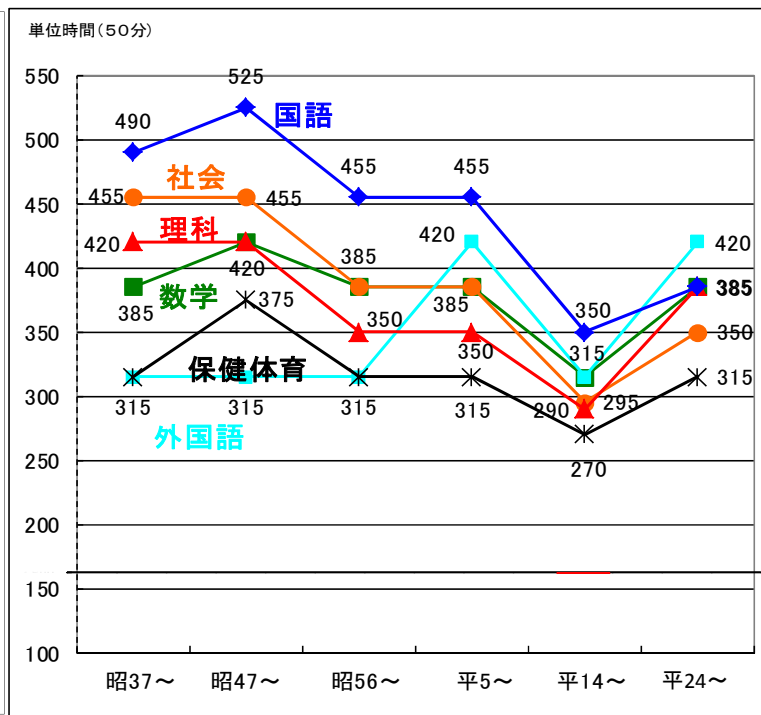
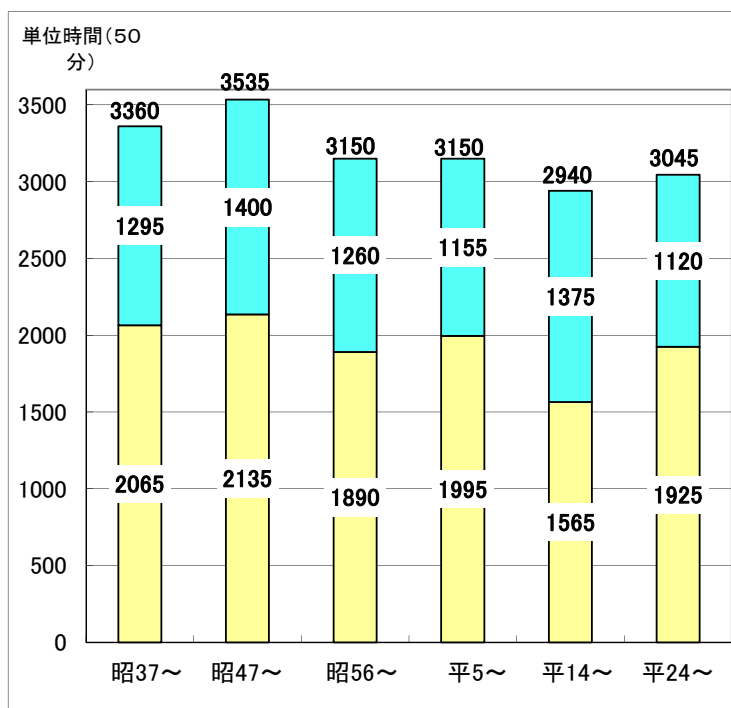
小学校授業時数の推移



: 国語, 社会, 算数, 理科の授業時数の合計
 : 上記以外の教科等の授業時数の合計

※昭和46年度実施のグラフについては、当時、特別活動の授業時数は規定されていなかったものの、学習指導要領において特別活動の一部に充てること
が望ましいとされていた時数を加えたものを総授業時数としている。

中学校授業時数の推移



: 国語, 社会, 数学, 理科, 外国語の授業時数の合計
 : 上記以外の教科等の授業時数の合計

小中一貫教育の全体の制度設計

◎制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

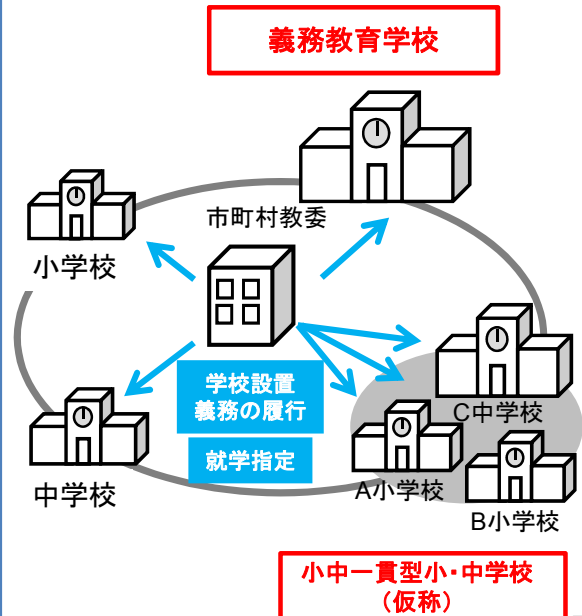
◎小中一貫教育の2つの類型

今回学校教育法等
改正で措置

今後政省令
改正で措置

	義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) (制度化に伴う主な支援策) 9年間で適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

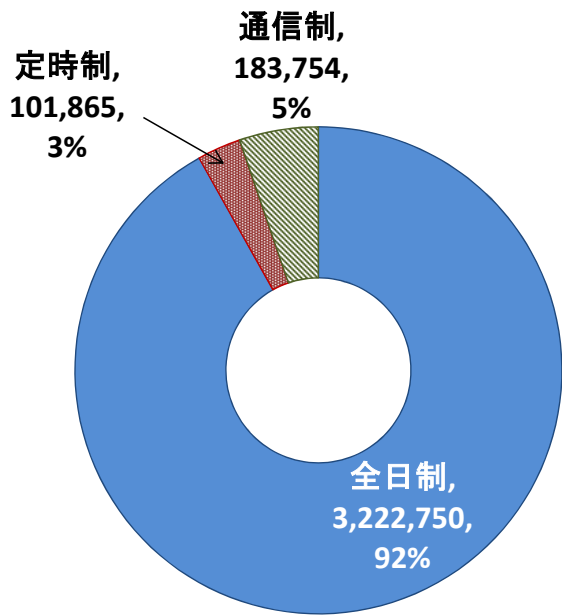
◎ 制度化後のイメージ



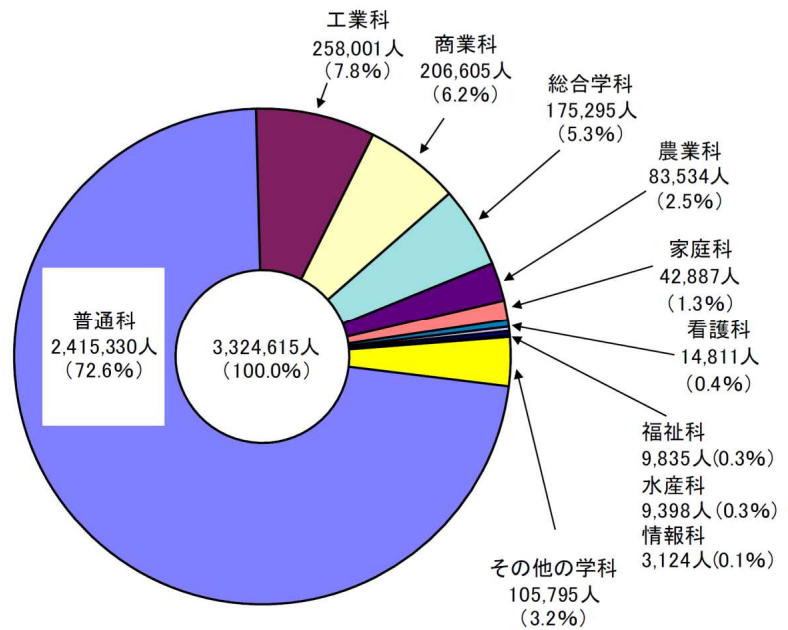
5 - 3 . 高等学校

高等学校の基本情報

課程別(全日制・定時制・通信制)在学者数(本科)



学科別在学者数(本科)

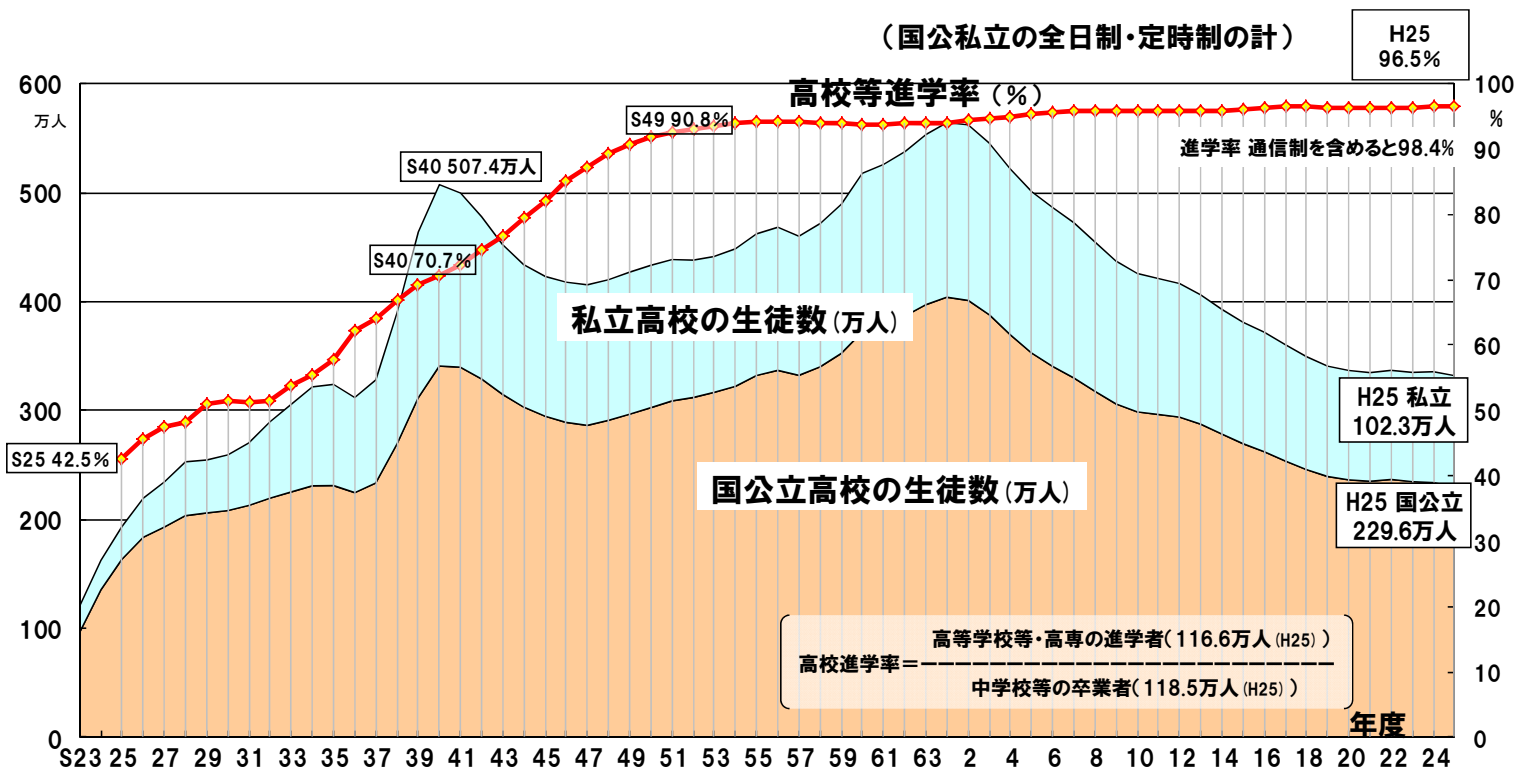


※通信制と定時制の弊習者等を含むため、合計が全在学者数と一致しない。

文部科学省「学校基本調査(平成25年度)」

高等学校等への進学率・高等学校在籍者数[推移]

高等学校等への進学率は着実に向上し、昭和49年度に90%を超えて以降、緩やかに増加。



文部科学省「学校基本調査(平成25年度)」

高等学校学習指導要領の構成

第1章 総 則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通的事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特 別 活 動

必修教科・科目について

- ・卒業に必要な74単位のうち、全学科共通で必修及び選択必修の教科・科目の単位数は、最低で38単位。
(専門学科においては、これに加えて専門教科・科目25単位以上が必要。)
- ・実際には、多くの学校で90単位程度の授業を開講している。
(標準単位数よりも多い単位数を設定することや、下記の学校設定教科・科目の設定などによる)

学校設定教科・科目

学校は地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学習指導要領に定められた教科及び科目のほかに、独自の教科及び科目を設けることができる。

(普通科の場合、卒業までに修得させる単位数に含めることができる単位数は20単位まで)

学校設定教科・科目の例

- ・地域の自然、特産等に関する教科・科目
「〇〇学」「〇〇文化」「観光」など
(具体例)
「い草」(熊本県立八代農業高校)「そば」(北海道幌加内高校)
- ・各教科の発展的な学習を行う科目
「〇〇研究」「発展〇〇」など
- ・必修科目の前により基礎的な学習を行う科目
「〇〇基礎」「ベーシック〇〇」など
- ・教科横断的な探究学習等を行う教科・科目
「課題研究」「探究」など
- ・スーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクールとして取り組む教科・科目
「スーパーサイエンス〇〇」「グローバル〇〇」など
- ・自己認識、学習方法、思考力等に関する教科・科目 等

62

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革(骨子)

①高等学校教育改革

- ◆ **学習指導要領の抜本的見直し、アクティブ・ラーニングの飛躍的充実。**
- ◆ **教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入。**

②大学入学者選抜改革

- ◆ **各大学の個別選抜は、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)において明確化。多面的な選抜方法をとるものとする。**
- ◆ **「知識・技能」を基盤として「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を導入。**

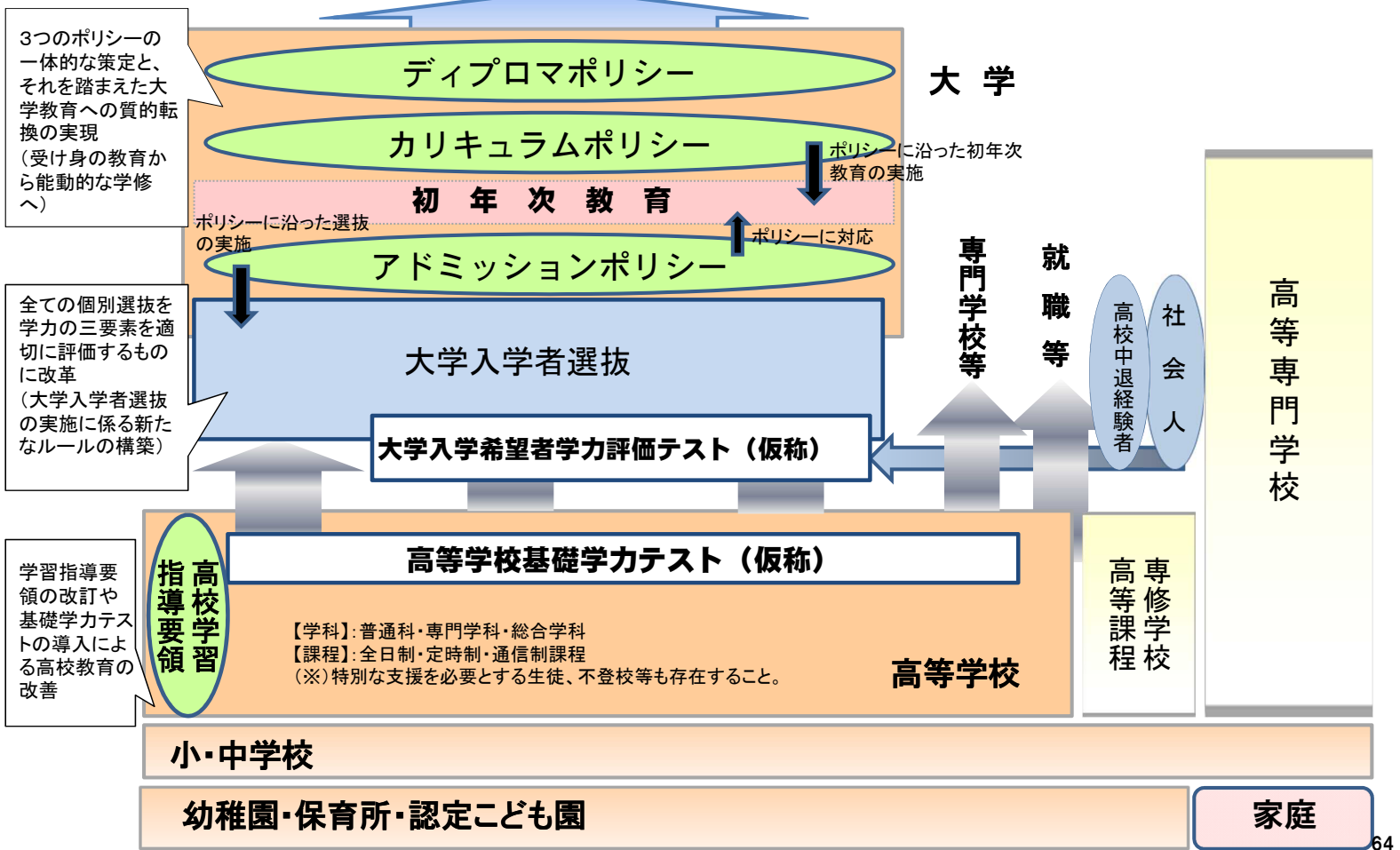
③大学教育改革

- ◆ **アドミッション・ポリシーのほか、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)の一体的策定・公表、カリキュラム・マネジメントの確立。**
- ◆ **アクティブ・ラーニングへと質的に転換。**

63

初等中等教育から大学教育までの一貫した接続イメージ(高大接続改革の全体像)

社会への送り出し (学校教育の入り口から出口まで一貫して社会との関係を重視)

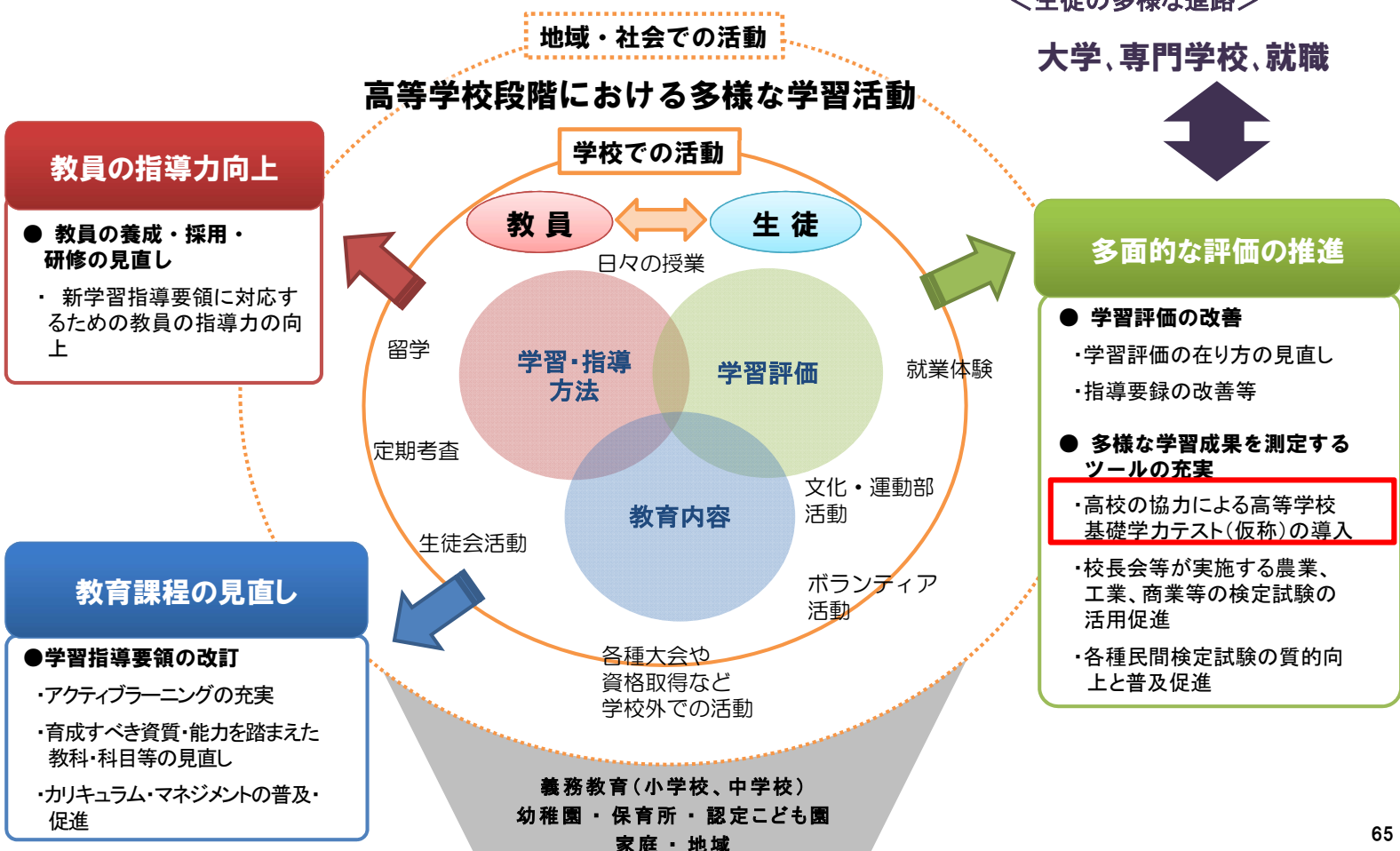


高校教育の質の確保・向上に向けた全体的な取組について (検討・たたき台) 高大システム改革会議 (8月5日) 資料より

～ICT活用をはじめとする様々な教育活動を通じ、生徒の主体的・協働的な学習の確立を目指す～

＜生徒の多様な進路＞

大学、専門学校、就職



高等学校における今後の評価の在り方について（検討・たたき台）

高大システム改革会議
(8月5日)資料より

～ 高等学校段階から進学・就職までを通じた幅広い資質・能力の多面的評価の推進 ～

